

罪に問われた障がいのある人の受け入れガイドブック

加害者にさせないために できること

～「やさしい日本語」を使った支援の方法～



監修・執筆

南大阪自立支援センター 石野 英司

編 著

小川多雅之・堀 清和・宮崎 充弘

● 制作協力 ●

大阪府地域生活定着支援センター
社会的弱者を救う連絡協議会
一般社団法人ダイアログス（坂根匡宣）

● 「やさしい日本語」執筆協力 ●

『入門・やさしい日本語』認定講師 関西ろくぶんのろく
田中かおり 辻本桜子 高橋華奈 栗山こまよ 中野和子 井上くみ子

● 執筆・取材協力 ●

上野典子、賀川秀輝、小名京子、末永貴寛、西埴美子、林 吾郎、
松園あかね、見田勇二、宮田美恵子、若槻壽一

はじめに

みなさんは刑務所や少年院にいた障がいのある人と聞いてどんな人を想像するでしょうか。手を付けられない恐ろしい人、話の通じない人、そんなイメージを持っている人も多いのではないでしょうか。障がい者福祉に携わる支援者の中にも「傷害事件を起こしたADHDの診断のある人」という文字列を見ただけで、「うちでは無理です」と即答する方もいます。

しかし、実際にその方と会ってみると、紙の資料で見た事前の情報と印象がガラリと変わるような人が多くいます。窃盗と言ってもお腹がすいたから万引きした、詐欺と言ってもお金の計算ができないから無銭飲食になった、強盗致傷と言っても万引きして店員さんに見つかって腕をつかまれたので振り払ったら店員さんがこけてけがをした、そんなケースが多くあります。

罪は罪なので、犯した罪は償わなければいけません。福祉にたどりつけずに罪を犯してしまった人たちは、受け皿がないとまた罪を重ねてしまう可能性があります。誰かが手を差し伸べることで、更生し、社会の中で役割を見つけて心を入れ替えて再出発することができるようになります。更生するには、住むところ、仕事（少年の場合は勉学や社会的な役割）、信頼できる大人が必要です。特に、本人が希望する地域で再出発をするには、福祉サービスでの受け入れを充実させることが大切になります。

もう一つ、罪に問われた障がい者に関して深刻なのは、しゃべるのが苦手、難しいことを言われても理解ができないなどの理由のため、本当はやっていないのにやったと言ってしまうケースです。本人に話を聴く時に、誰か理解のある人がそばにいてくれたら（今でいう合理的配慮が提供されていたら）と思うことがあります。

このような課題を解決するためにも、福祉や司法関係者をはじめとする、より多くの人に、関心をもってもらいたいと思いこの冊子を制作しました。この冊子が心ある人たちの活動のお役に立てれば幸いです。

罪に問われた障がいのある人の受け入れガイドブック

加害者にさせないために できること



目次

罪に問われた障がいのある人について	4
受け入れ後の対応	10
具体的な支援方法、対応例	14
「やさしい日本語」と支援の方法	17
司法・福祉用語の「やさしい日本語」での言い換え	20
少年法と令和4年4月1日改正のポイント	23
令和4年刑法改正のポイント	26
地域生活定着支援センターと事例	29
罪に問われた障がいのある人の受け入れ～現場の声から～	37
資 料	46

罪に問われた障がいのある人について



罪に問われた障がい者ってこわい人!?

「詐欺罪で警察に逮捕された障がいのある人」

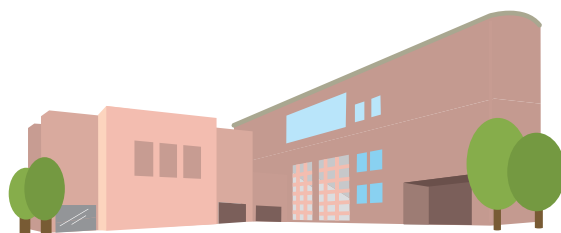
「傷害罪で刑務所に入っていた障がいのある人」

と聞いて、どんな人を思い浮かべますか？

「あなたのところ(グループホームなど)で引き受けられませんか」と言われた時、

「どんな人なのか話だけでも聞いてみようか」と思えるのでしょうか？

刑務所に入っていた人と聞いただけで「ちょっとしたことで大暴れしてスタッフや他の利用者に暴力をふるうのではないか」というような印象を持つ人もいます。



しかし、実際にその人について話をよく聞くと・・・

しかし、実際にその人について話をよく聞くと、詐欺罪で捕まったと言っても、実はお金の計算が苦手で無銭飲食をしてしまった人、無賃乗車してしまった人も含まれます。窃盗罪もその中には、おなかがすいてお店の商品を勝手に食べてしまった人、自分と他の人の所有物の区別がつかずに勝手に持って行ってしまったという人が多くいます。



傷害罪も、トラブルになった相手に大きな声で追いかけて怖くなって相手を突き飛ばしたというケースが多くあります。

もちろん、万引きや人を怪我させる行為は犯罪であり罪は償わなければいけません。ただ、実際に会ってみると、本人の障がい特性を理解していれば、一般の障がいのある人と対応はあまり変わらないことが多くあります。



刑務所にはどれくらい福祉の支援を必要とする障がい者、高齢者がいるの？

受刑者の中で知的障がいがある人(知能指数69以下)は **2割強**いるとされています(平成18年矯正統計年報)。

疑いのある人を含めて障がいのある人の中で手帳を持っていない人も多くいます。

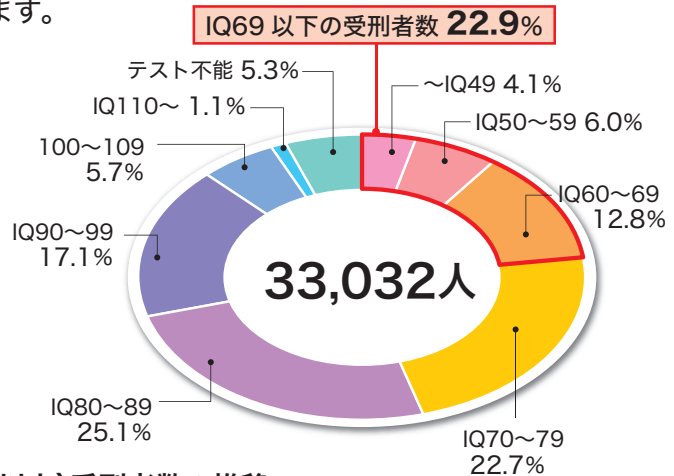
令和元年の入所受刑者のうち高齢者(65歳以上)は **12.9%**と報告されています(令和2年版犯罪白書)。

精神障がいなど、他の障がいも含めると実際にはもっと多くの障がいがあり支援を必要とする人がいるものと考えられます。

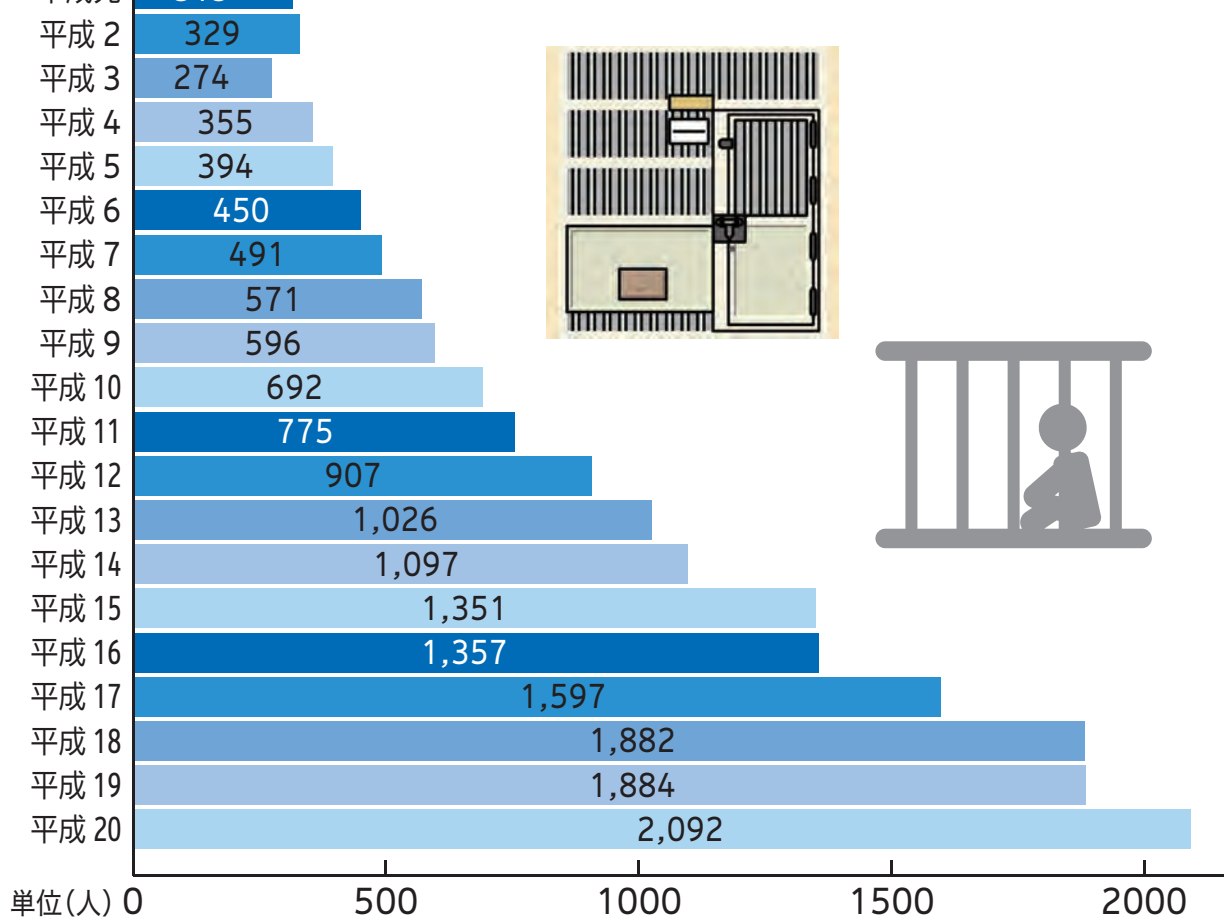
刑務所にいる障がい者、高齢者の割合

知的障がい(疑い含む) **22.9%**

高齢者 **12.9%**(令和2年版犯罪白書)



■ 高齢者(65歳以上)受刑者数の推移





なぜ何度も罪を重ねて刑務所に入ってしまうの？

知的障がいのある人、障がい特性により見通しを立てるのが苦手な人や急な予定の変更にとまどう人の中には、自分でその日することを計画的に考えるのが苦手な人がいます。

このような人にとって、刑務所は実は居心地がよく生きやすい場所でもあります。刑務所では、何時に起きて、何時にご飯を食べて、何時にどこで何をするか、パターン化されて決まっています。自分で考えなくても指示に従っていれば生活できます。

寝るところもあり、ご飯にもありつけ、体調が悪くなれば医療を受けられますし、高齢の受刑者は介護を受けることもできます。

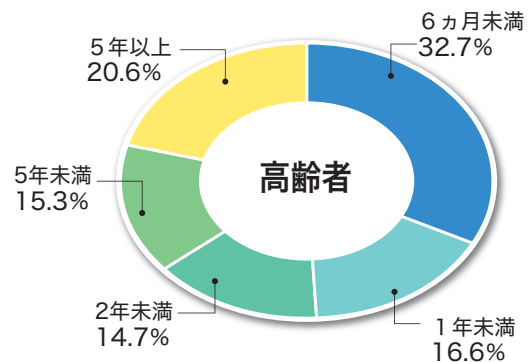
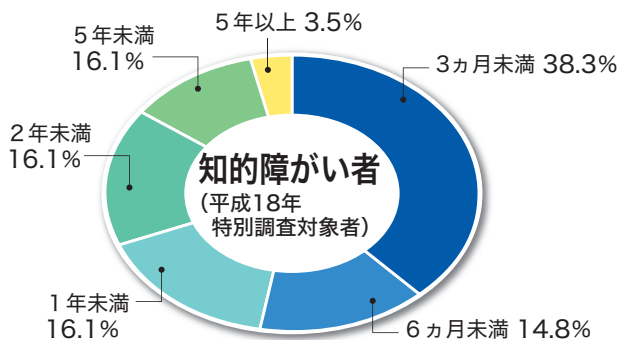
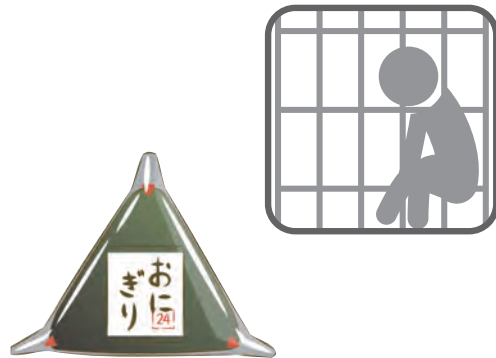
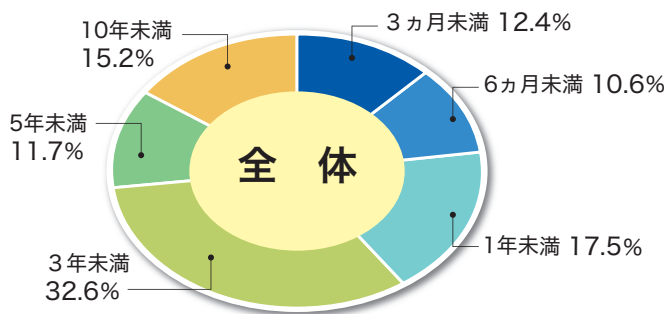
パターン化された刑務所生活がしみついた人が刑期を終えて出所する時、特に身寄りのない人は困惑してしまうことが多くあります。

見通しを立てることが苦手で計算が苦手な人は、持っているお金を数日で使い果たしてしまうこともあります。

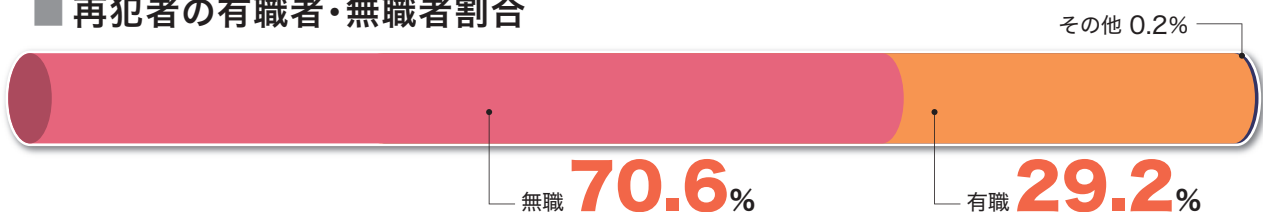
中には、刑務所の外での生活に困って、住みやすい刑務所に戻るために、わざと見つかるようにお店でおにぎりを盗んで捕まる人もいます。

刑務所に入るために、人を傷つけてしまうケースもあります。

■ 再犯期間



■ 再犯者の有職者・無職者割合





なぜ悪いことをして捕まった人を支援しなければならないの？

「障がい者といっても、警察に逮捕される人や刑務所に入るような悪いことをする人になぜ手を差し伸べなければいけないんですか」と疑問に思う人もいるかもしれません。

障がい者福祉に関わる人からもこのような声を聴くことがあります。

罪に問われた障がいのある人の中には、悪いことをしている意識がないまま、おなかがすいたから、目の前にある物が欲しかったからという理由で勝手に物を持って行って罪に問われた人もいます。

明らかに何らかの障がい特性があると思われる人でも、身寄りがなく、社会的に孤立していて、支援の必要性が見過ごされたまま、法に触れる行為をしてしまった人がいます。

罪に問われる行動を起こす前の段階で手を差し伸べることができれば刑務所に行かなくてもすんだ人がいます。

罪に問われた人でも、その後に福祉につながる事ができれば立ち直れる人がいます。居心地のいい刑務所に戻るためにまた犯罪をするということは、本人にとっても、社会にとっても不幸なことです。

このような悪循環を断ち切るためにも、福祉の受け皿を充実させる必要があるのではないのでしょうか。

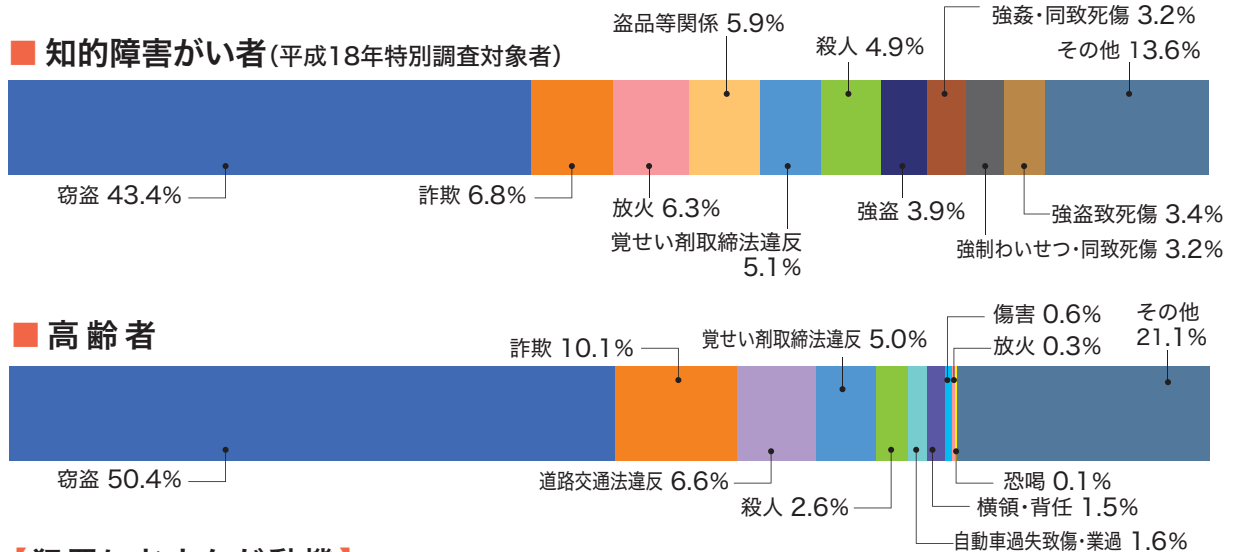


どんな罪で捕まる障がい者が多いの？

窃盗と詐欺で捕まる人が多くいます。
窃盗といってもおなかがすいたから目の前のものを盗んだというケースが含まれ、詐欺といっても、無銭飲食や無賃乗車といったケースが含まれています。

罪名(高齢・知的障がい者共に)

第1位 **窃盗**
第2位 **詐欺**



【犯罪におよんだ動機】

知的障がいのある人が犯罪におよんだ動機(平成18年特別対象者)を見ると「困窮・生活苦」が36.8%と最も多く、高齢者では、「窃盗」の動機は男性が「生活困窮」、女性では「対象物の所有」「節約」が多いと報告されています。

(「犯罪白書平成20年版」「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について平成18年法務省特別調査」)



再犯防止のためのポイントは？

障がいがあり何度も刑務所に入ってる人は再犯率が高いと言われています。

それは、出所後の支援が手薄で、社会的に孤立し、刑務所の外で苦勞するくらいなら、また居心地のいい刑務所に戻りたいと思う人がいることも要因となっています。

再犯を予防するには

- ①住むところ、②仕事(少年であれば将来の夢に向けた訓練や勉学、日中活動)
- ③信頼できる人、の3つの要素が鍵となります。

しかし、もともと身寄りのない人や家族から絶縁されている人も多く、手を差し伸べる家族や知人が全くいないことがあります。本来受け皿となる福祉の世界でも、罪を犯した人、障がいのある人と聞くと、こわい人だと思って受け入れを断られることがあります。

そうすると、孤立した人は行き場を失い、また犯罪に手を染めるという悪循環に陥りやすくなります。

罪に問われた障がいのある人が社会的に孤立する傾向は統計にも見て取れます。

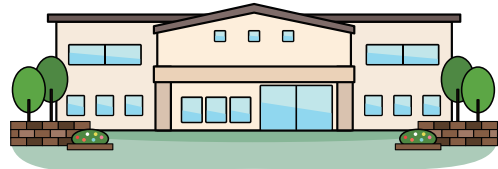
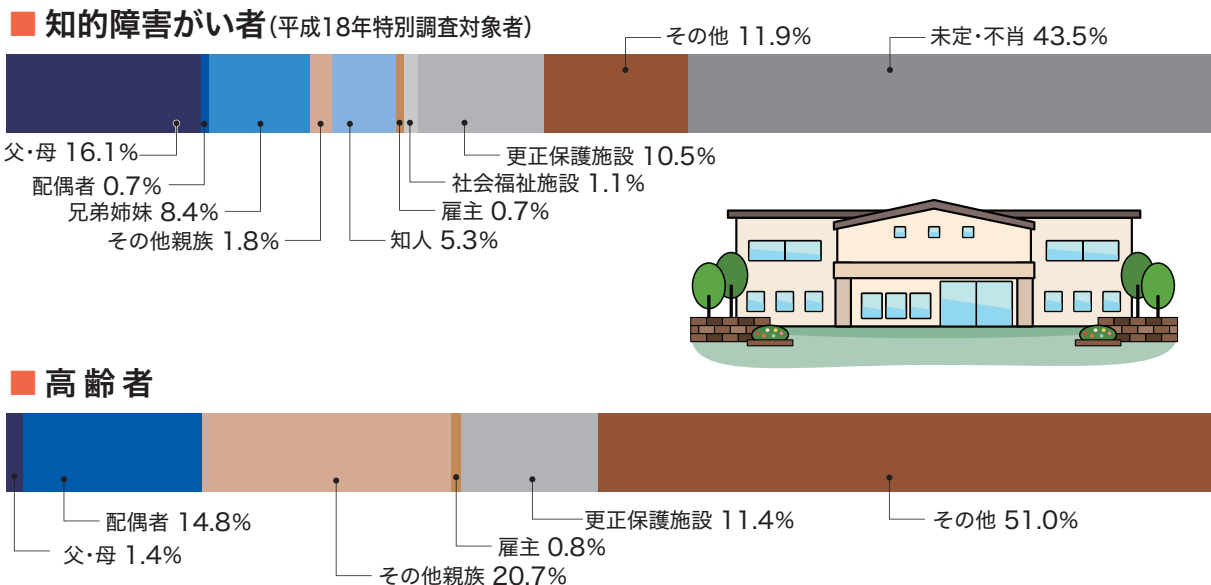
仮釈放と満期出所のデータを見ると、高齢者・知的障がい者ともに満期出所が多い傾向にあります。

平成18年度の統計では、全体の仮出所率**52.6%**に対して、特別調査対象者の知的障がい者の仮出所率は**20.0%**、高齢者は**29.5%**となっています。

(「犯罪白書平成21年版」「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について平成18年法務省特別調査」)

満期出所後の帰住先(住むところ)を見ても、未定や不詳、その他が多く、家族や親族と共に暮らす人は少ない傾向にあります。データから見ても社会的に孤立する傾向がうかがわれ、出所後の支援の薄さが見て取れます。

満期出所者の帰住先





支援している人が捕まったらしいと聞いた時どうする!?

自分が支援している人が何かの罪に問われた時や、警察等から情報提供を求められた時、戸惑うことも多いでしょう。まずは落ち着いて状況を整理しましょう。

1 捜査・裁判等の段階の確認

まず、任意での事情聴取の段階なのか、逮捕されているのか、起訴されているのか、裁判中なのか、今どの段階にあるか確認しましょう。

2 弁護士の有無の確認

弁護士がついているかどうか、確認します。

貧困などの理由で自分で弁護士を選ぶことが難しい人には申し出ることによって国選弁護人がつけられます。

各地域の弁護士会には、当番制で被疑者(罪に問われている人)などの依頼により弁護士を派遣する仕組みがあります。

当番弁護士が出向いて、無料で接見(会って話を聞くこと)し、相談に乗ってくれます。



3 障がい特性の整理

罪に問われている人が、どのような障がいの特性があるのか整理します。

特に、**コミュニケーションを取ることが難しい人**については、注意が必要です。

どんな質問にでも「はい」と答えてしまう人や、言われた内容を繰り返してしまう人はやってもいないことを「やった」と自白して、**冤罪に巻き込まれる可能性があります**。

早口で言われると理解が難しくなる、大きな声で話かけられると混乱してしまう、母語が日本語でない、難聴があるなどの傾向や特性についても、事実でないことを言ってしまう、認めてしまう要因になるので、弁護士さんなどにあらかじめ伝えておく必要があります。

4 成育歴や家族構成、その人の周囲にいる人間関係などの情報整理

成育歴や家族構成を整理し、必要に応じて情報提供できるようにしておきます。

幼少期から虐待を受けていた、家族と長年疎遠である、身元引受人がいる、釈放や出所後に住むところがある、働き先があるなどの具体的な情報を整理しておきます。

キーパーソンとなる人に心当たりがあれば、連絡を取り相談しておきましょう。

キーパーソンとは罪に問われている人と信頼関係があり、親身になって助言を与えたり、解決の方向性を決めたりする上で中心人物となる人のことです。家族でなくても問題ありません。

受け入れ後の対応

弊社では、長年罪を犯した人も含めて障がいのある人を利用者として受け入れてきました。そのため、刑務所や少年院にいた人罪に問われた人の受け入れようとする事業所から、こういう時どうしたらいいのか相談されることが多くあります。

ここでは、よくいただく質問や相談と、弊社での対応例を紹介します。

紹介する対応例は、「弊社ではこうしている」という参考例です。必ずしもこうしなければいけない、こうすれば必ずうまくいくという訳ではありません。本人の障がい特性、事業所の方針や実情などにより他の対応をした方が良いこともあるでしょう。

個人情報の扱い



罪に問われた過去がある人とは言え、刑務所や少年院を出た後はすでに罪を償っています。過去に刑務所にいた、どんな罪を犯したか、何回刑務所に入ったかという情報は、繊細な扱いをする必要のある個人情報です。

弊社では、他の利用者にもスタッフにも一切問われた罪に関する個人情報を伝えていません。面談で直接会った担当（弊社の場合私石野英司）だけ知っている状態で受け入れます。他のスタッフには、受け入れの時期がいつ頃になるか程度の必要な情報のみを伝えます。

本人に、「あなたのしてきたことを限られたスタッフに伝えていいか」という確認は一応取りますが、了承が得られない限り、一切伝えないようにしています。

ただ、こちらが黙っていても、本人が周囲に「刑務所にいたことがある」「こんなことで捕まった」と言って回ることが多くあります。結果的に、周囲が知ることはなります。本人が自分の口で伝えたことですので仕方がないですが、情報を知っている支援者が必要のない個人情報を本人の了承を得ずに伝えることは弊社ではしていません。

地域の理解を得ることの難しさ

弊社では、半世紀以上同じ地域で、罪に問われた人も含めた障がいのある人の受け入れを続けています。そのため、地域の人も

「あそこには、大きな声出す人がよく通ってる」
「日中にパトカーが止まっていることがある」ということをよく知っています。

長年、地域との交流があるため、
おかげさまで地域の人たちからも
理解を得られているという側面があります。

しかし、全く縁もゆかりもない新しい場所で事業を立ち上げ、そこにもとから住んでいた人に理解を求めるのは極めて難しいという現実があります。特に、性犯罪で刑務所にいた人については、地域の人が不安に思うのも当然です。

何かのきっかけで魔が差してまた再犯してしまうことも起こり得るので、「私たちがついているので絶対に再犯させません」と約束することは不誠実ですし現実的ではありません。

日頃から地域と交流して、信頼関係を作ることが第一歩です。

「罪に問われた人を信じてください」「偏見をなくしてください」と地域の人たちを変える方向で訴えるよりも、支援する私たちが行動で示して、この人たち（支援者）は信用できる人だと地域の人たちに思ってもらえるよう、日々交流を続けることが、地道ではありますが大切なことです。

そして、一つの事業所や一人の支援者で抱え込まずに、何か不安なことや解決が難しい問題が生じた際には、地域生活定着支援センターや社会福祉協議会、保護司さん、弁護士さんなどに相談して助言を得ることで、困難な状況を乗り越えやすくなります。



利用者がお店などで暴れた、盗んだ時の対応

注意して見守っていても、一人で行動している時に、地域のお店で暴れることや、お店の商品を勝手に持っていかうとしてトラブルになることがあります。

その場合、弊社では情報が入ったらすぐにお店に駆けつけるようにします。

自分の立場を明かした上で、「この人はコミュニケーションを取ることが難しい」など、その人の**特性について説明**します。まずは、**利用者を守る姿勢で説明**します。

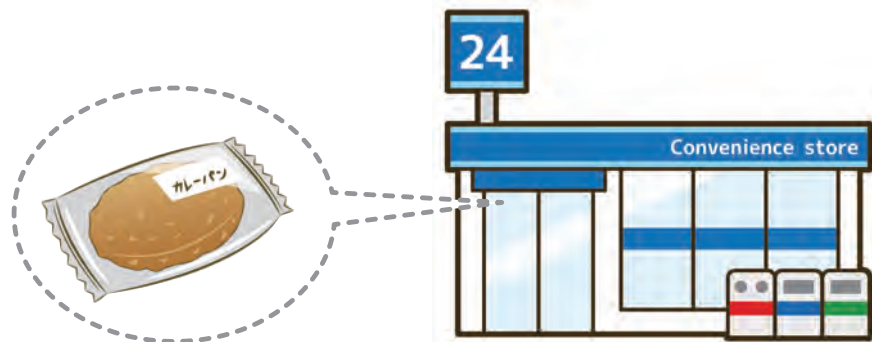
そして、事情を聴き、経緯や事実関係を把握し、支援者の支援が及ばなかったことについて先方に謝罪します。

お店の人には、「繰り返すようであれば**出入り禁止**にしてください」と伝えます。

出入り禁止をすることが難しい場所であれば、支援者の連絡先を先方に伝えて「この人が**また入ってきたら連絡してください**」

「大声で騒ぐようなら『代表の人に電話してこのことを話すけどいいですか?』と本人に言ってください」と、お店の人をお願いするようにしています。

利用者と支援者の信頼関係ができていれば、「自分のトラブルで世話になってる支援者を何度も呼びつけてしまうのは忍びない」と思うようになり、頭に血が上って気持ちが荒れた時でも理性が働きやすくなります。



性的な逸脱行動をした時の対応

特定の状況になると、抱きつきなどの性的な逸脱行動をする人がいます。

一施設や支援者だけで抱え込まず、地域生活定着支援センターに連絡し、助言を得るようにします。

地域生活定着支援センターと連携しながら、**どういう課題があって、どういう状況の時にリスクがあるのか、アセスメント**を行います。

例えば、混雑した電車に乗っている時に起こりやすいのであれば、電車に乗らなくてもいいような生活をコーディネートするようにします。

若い女性を見た時に逸脱行動が繰り返されるようであれば、若い女性の支援者が少ない事業所につなげるようにします。

必要な場合は医療機関につなげます。

スタッフに暴言を投げかける時の対応

言葉や態度が荒い傾向にある人は、スタッフと衝突することがあります。男性スタッフにはあまり強い態度に出ないけれど、グループホームの世話人さんなどで女性や弱い立場にある人には、えらそうな態度で暴言を投げかける人がいます。「お前(スタッフ)が間違っている!」「謝れ!」などと荒い言葉で騒いだ時、弊社では、「あなたがそう思うのなら石野さん(責任者)に聞いてみたら?」とスタッフに対応させるようにしています。その際、スタッフには「ごめんね」などの**その場しのぎの謝罪を一切しない**ように言っています。その場しのぎの謝罪は「世話人がもう謝ってるんだから世話人の方が悪い」という本人の歪んだ捉え方を強化してしまうことがあるからです。事情を聴いて、**本人に謝罪する必要がある場合は代表が謝罪**するようにしています。スタッフには、利用者が荒れた時は分かりやすい言葉で落ち着かせるように言っています。



そして、時間と場所を改めて、「この前、世話人さんからこういうことがあったって聞いたけど本当?」と責任者の私が聞き、本人が事実関係を認めて、本人の方に非がある場合は「それはあかん」と諭すようにしています。



具体的な支援方法、対応例

面会・面談時や受け入れ後の日常会話

一般社団法人 PORO 堀 清和

どんな質問にも「はい」や「うん」で答える、 何を聞いても頭を縦に振る(うなづく)

本心や事実とは関係なく、どんな質問をしても「はい」や「うん」で答える人がいます。内容を理解できていないけれども、こんな簡単なこともわからないのかと思われるのが嫌でこのような反応をすることもあれば、虐待を受けるなどして口答えできない環境で育ってきたため、相手のいうことを肯定する癖がついている場合もあります。

また、考えるのが面倒なので、相手の言っていることを全部肯定して早くその場を切り上げたいという気持ちから、このような反応をすることもあります。

中には、実際に起こった**事実とは異なることを自供**して自分から冤罪を招いてしまう深刻なケースがあります。

質問には、「はい/いいえ」で答えられる聞き方と、「はい/いいえ」で答えられない聞き方があります。聞き方を使い分けることで本当に言いたいことを引き出しやすくなります。



●クローズドクエスチョン

(はい・いいえで答えられる質問、考えるのが苦手な人でも答えやすい)

(例) 家族と一緒に暮らしたい？

(例) 働きたい？

●オープンクエスチョン

(自分の考えた言葉で答える必要のある質問)

(例) どの地域に住みたいですか？

(例) どんな仕事がしたいですか？

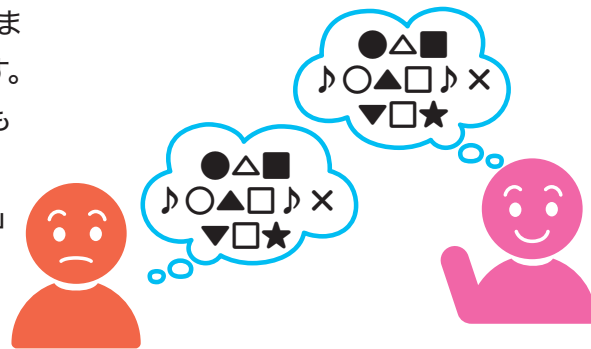
(例) これからどんな暮らしがしたいですか？



聞かれたことをそのまま繰り返す / 聞かれたことの一部を繰り返す

これは言われたことを**オウム返しする特性** (エコラリア) のある人に見られる傾向で、重要な局面でも聞かれたことをそのまま (または一部を) 繰り返すことがあります。

交通事故に遭って骨折していても「大丈夫」と答えることや、冤罪でやってもいないのに「やった」と答える場合があるので注意が必要です。



(例) 質問者 「(事故の被害者に) 大丈夫？」

本人 「ダイジョウブ」

(例) 質問者 「あなたは本当にお金を盗んだの？」

本人 「又スンダ」

大丈夫



「痛いところある？」のように質問すると、本人がそのまま繰り返しても、「はい」や「うん」といった肯定での返答をしても、**支援の必要性がわかる**ようになります。

質問者の発する言葉に**誘導されやすい人**については

「○月△日×時の夕方何してた?」「どこにいた?」
「お店には何しに行ったの?」「その時、誰と一緒にいた?」
のように具体的な状況を一つひとつ
本人から引き出して確認することも大事です。

同じことを聞いているのに相手によって話す内容が変わる

同じことを聞いているのに、相手の性別や年代、話しやすさ等によって態度を変え、**全く異なる説明をする人**がいます。

すぐに矛盾点を指摘すると態度を硬化させて何も言わなくなることがあります。

その場では話に耳を傾けておき、

- ①後で他の支援者や関係者と発言内容の擦り合わせをする、
- ②誰に対してどのようなことを言う傾向にあるのか、支援者間で情報共有することで、本当に言いたかったことや、実際に起こったことを推測しやすくなります。

特定の支援者には全く心を開かない、事実と異なる説明ばかり言う

支援者の対応に問題がなくても、支援者の背格好や年代が**虐待をする家族に似ている**という理由で怖がる人もいます。

自分のことを心配してくれる人に**嫌われたくない**という思いから、事実と異なる説明をすることもあります。

同じ人であればいつも同じ説明をする傾向にあるか、同じ人にも違う説明をすることがあるか、という点について支援者間で**情報共有して確認**することが大切です。

人を変えて話を聞くことで本心や事実を言いやすくなることがあります。



口頭の説明では内容の理解が難しい人

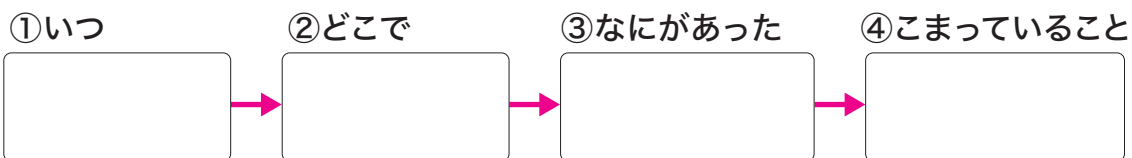
言葉だけでは理解が難しい人には

- 実物を見せる
- 写真や動画を見せる
- 図やチャート表で示す
- イラスト、絵カードを利用する

など、視覚支援を行うことで、話の内容がイメージしやすくなります。



せつめいの じゅんばん



「やさしい日本語」と支援の方法

『入門・やさしい日本語』認定講師 松園 あかね

1. やさしい日本語が生れた背景

「やさしい日本語」をご存じですか。

やさしい日本語は、日本語を母語としない外国人など、日本語の理解やコミュニケーションになんらかの困難を抱えている人のために配慮された日本語表現のことです。

近年、生活圏内で外国人を見かけることが多くなりました。多くの人が「外国人＝英語でのコミュニケーション」と誤解をしていますが、彼らの国籍や母語はさまざまです。むしろ、日本に住む外国人の中には、「簡単な日本語であれば、話せる」「やさしい日本語であれば、聞き取れる」という方も多くいます。

そして、この「やさしい日本語」は、外国人だけではなく、長い文章や会話を瞬時に理解することが苦手だったり、会話の相手の意図が汲めず、行間を読むことが苦手な触法少年にとっても、実は、理解しやすい言葉なのです。彼らとコミュニケーションを取る時にも、「やさしい日本語」が、非常に有効です。

2. やさしい日本語の活用

日本語をやさしくするには、コツがあります。
それを【はさみの法則】と言います。

- はっきり言う：はっきり伝える。あいまいな言い方をしない。
- さいごまで言う：文末まではっきり言う。言いよどみをしない。
- みじかく言う：一文は短く言う。だらだらとつなげない。

「はっきり言う」とは、

明瞭に発音することです。触法少年の中には、持っている特性などにより、周囲の雑音の中から必要な音声情報を選んで聞き取ることが苦手な少年もいます。支援者の質問が聞き取れていないのに、よくわからないまま「はい」と返答してしまうこともあります。伝えたいことは、明瞭に発音することを意識すると伝わりやすくなります。

「さいごまで言う」ことも大切です。

日常的な日本語の表現には、「～なんですけど・・・」と文末をあいまいにしたまま、相手が察して返事を待つという、高度な会話の手法があります。察するということがそもそも苦手な少年も多いので、文末までしっかりと話すことが大切です。例えば、「～してくれると助かるんだけど・・・」ではなく「～してください」等と直接的に伝えたほうが、正確に伝わりやすくなります。

3つめのポイントは、「みじかく言う」です。一度に処理できる情報量が極端に少ない少年もいます。「～～について教えてほしいんだけど、なぜかという～だからで、あ、でも言いたくないなら言わなくていいんだけど、できたら話してくれないかな」等と、文章をつなげて話してしまうと、何を聞かれているのか、何をしないといけないのか瞬時に判断ができないことがあります。「～～について教えてください」「なぜかと言うと、～に必要だからです」(ここまでで、表情を見ながら相手の理解度を確認する)そして、「もし、言いたくない時は、言わなくてもよいです」等と次の指示を補っていくと、相手の理解度が深まります。

3. 少年院での実践例

私は、キャリアコンサルタントとして、少年院に在院中の少年たちの出院後の就労(進学)に関わる支援を行っています。少年院での支援でも意識的にやさしい日本語で話すことにより、コミュニケーション上の誤解が減ったように感じています。

例えば、家族の構成が話題に上がったとします。話の流れで、お兄さんがいることが分かりました。

支援者:「お兄さんは、何をしています?」

少年:(室内の時計を見て、少し考えこみながら)「お昼ご飯を食べているかもしれません」

一般的な会話の流れの中では、お兄さんの職業などを聞かれていると判断し、「兄は学生です」「兄は働いています」と回答すると思います。しかし、質問の意図を汲み取れない少年は、時計を見て、ちょうどお昼どきだと判断し、「お昼を食べている」と答えたのでしよう。

支援者側が、質問の仕方を変えるだけで、このようなコミュニケーションの誤解は回避することができます。



支援者

「お兄さんは、学生ですか?働いていますか?」
「お兄さんはどんな仕事をしていますか?」

また、前述の「具体的な支援方法、対応例」でも紹介されているように、少年院では、基本的には、「はい」と返答をするよう指導されているせいか、問いかけには、条件反射のように「はい」と返答する少年をみかけます。



支援者

「失業保険って知っていますか？」

「はい」



少年

質問した際に、相手から「はい」と返答があると、質問した側も「ああ、知っているのか。」
「分かっているんだな。」とそのことについて詳細に説明しないままにしてしまいがちです。しかし、実際には、「はい」はあくまでもあいづちであり、そのことを理解しているとは限りません。そこで、あることへの理解や知識を確認したい時には、



支援者

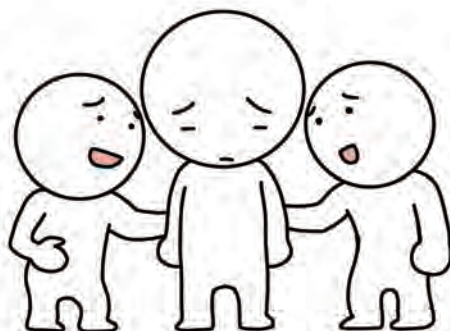
「失業保険って聞いたことがありますか？」

と尋ねるようにしています。そうすれば、彼らの理解度をはかることもできますし、知識として不足している部分を重ねて説明することもできます。

2. ま と め

少年院での支援の際に、意識的にやさしい日本語で関わるようになってから、彼らが何に困っていて、どんな支援を必要としているのかが、もっと具体的に見えるようになりました。それまでは、カウンセリングで質問をした際に、少年が黙ってしまったら「あ、答えがないんだな」と判断していました。ところが、「はさみの法則」を意識して、質問をはっきりと短くして投げかけると、彼らなりの答えを話すようになりました。答えがないのではなく、私の投げかけた質問が伝わっていなかったのだと愕然としました。やさしい日本語には、平易なという意味の「易しい」と、相手の立場に立って理解をする「優しい」という両方の意味があります。「はっきり、さいごまで、みじかく」の「はさみの法則」は、皆様の支援の幅をもっと広げ、必要な人に、必要な支援が届くきっかけとなりますので、ぜひお使いになってみてください。

参考：吉開 章 著 『入門・やさしい日本語』外国人と日本語で話そう(アスク出版)



国家資格キャリアコンサルタント
『入門・やさしい日本語』認定講師
松園あかね

司法・福祉用語の「やさしい日本語」での言い換え

『入門・やさしい日本語』認定講師
関西ろくぶんのろく制作

〔田中かおり 辻本 桜子 高橋 華奈〕
〔栗山こまよ 中野 和子 井上くみ子〕

入門やさしい日本語認定講師
関西ろくぶんのろく
Facebook QRコード



司法や福祉、行政の用語は一般の人にはなじみのない難しい言葉が多くあります。社会経験の乏しい人や何らかの障がいがある人、日本語が母語でない人は特に理解が困難です。

罪に問われた障がいのある人の支援で頻出する司法や福祉関連の用語を「やさしい日本語」を用いた表現をご紹介します。支援の際にご活用ください。

グループホーム

他の人何人かと一緒に住む家です。自分だけの部屋があり、トイレやお風呂がついているときもあります。(具体的な間取り図やパンフレットを示して説明してください。)

独居

ひとりで家に住むこと。どんな家か(例えばアパートとかマンションとか)は関係ありません。

自立

自分で考えて、決めて、自分がしたい生活をする事です。

在宅

家にいることです。

公営住宅

〇〇県/△△市が建てた家です。家賃が安いです。

サ高住

(サービス付き高齢者向け住宅)60歳以上の人が住むところです。いろいろな生活に必要なサービスを受けることができます。

事業所

福祉関係の仕事をしているところです。(具体的な内容を伝えて下さい。)

作業所

障がいのある人たちが、働くところです。A型とB型があります。

A型(作業所)

(就労継続支援A型)障がいのある人たちが、働くところです。18歳から65歳まで働くことができます。お金がもらえます。

B型(作業所)

(就労継続支援B型)障がいのある人たちが、働くところです。何歳でも働くことができます。少しお金がもらえます。(A型より安いです。)

生活介護

ごはんを食べる。お風呂に入る。トイレに行く。そのようなことが、一人でできない人を助けることです。家の中で、料理、掃除、洗濯を手伝います。

日中活動

朝から夕方まで、働くところや、訓練をするところ、お風呂に入るところなどへ通うことです。

手帳 / 障がい者手帳

障がいのある人が申し込むともらえる手帳です。手帳を持つと、いろいろなサービスを受けることができます。(料金の割引や、税金の免除等、具体的にできることを例示してください。)身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳があります。

申請

申し込むことです。例)障がい者手帳がほしいと思ったら、役所に行って、「障がい者手帳がほしい」と言います。そのことを、障がい者手帳を申請する、と言います。

計画相談(支援)

障がいのある人が、サービスをつかう前に、どんなサービスがつかえるか、一緒に考えます。その後サービスをつかえます。

なかぼつ / 就ぼつ(しゅうぼつ)

(障がい者就業・生活支援センター)障がいのある人が働くことや、生活することを手伝うところです。お金のことなど、いろんな相談ができます。

ハローワーク

仕事を探すところです。いろいろな仕事の募集を見ることができます。応募したい(働きたい)仕事があれば、そこで、面接を申し込むことができます。障がい者の仕事の募集もあります。仕事を辞めたときの相談もできます。仕事をするための勉強もできます。

就労

働くことです。

就労移行支援

障がいのある人が、「会社やお店で働きたいけど、今は自信がない。」という時、訓練(働く練習)をするところです。

就労継続支援

働くところです。A型とB型があります。

自立訓練

一人で生活していくために必要なことを訓練(練習)します。例えば、お金のつかい方、話し方、朝早く起きる、などの練習をします。

成年後見

障がいのある人が、福祉サービスやお金のことで、一人ではわからなくて決められない時に、手伝います。だまされて、とても高い物を買うと約束してしまった時も、相談できます。

生活保護

障がいや、さまざまな理由があって働くことができない人に、国から、住むところや食べるものなど、生活するためのお金が出ます。

拘置所

裁判中、有罪か無罪かわかるまで、生活するところです。死刑に決まった人はここから出られません。

裁判所

悪いことをしたり疑いがある人を有罪か無罪か決めるところです。

家庭裁判所

家族の中で起きた事件や19歳までの人がした悪い事を裁判するところです。

法務少年支援センター（少年鑑別所）

子どもについての相談ができるところです。学校や仕事のことで困ったことを相談できます。19歳までの人が自分で相談に行くこともできます。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院のことです。犯罪をした人や、悪いことをした子どもが生活するところです。また悪いことをしないように教育するところです。（*犯罪＝法律を守らない、悪いこと）

留置場

警察署の中にあります。犯罪をしたかもしれない人が泊まるところです。警察官がそこに泊まっている人を、犯罪をしたのかどうか、詳しく調べます。

刑務所

裁判で有罪になった人が入るところです。18歳以上の人が入ります。17歳以下の人は少年刑務所に入ります。

医療刑務所

裁判で有罪になった人の中で、病気の人、障がいのある人が入るところです。

少年院

犯罪をした人や、悪いことをした人のうち、12歳から25歳までの人が生活するところです。学校のように勉強したり、働くための訓練（練習）をします。

少年鑑別所

逮捕されてから、家庭裁判所で、どんな罰を受けるのか決まるまで、約一ヶ月住むところです。

婦人補導院

お金をもらってSEXすることを「売春（ばいしゅん）」と言います。売春をした20歳以上の女の人が、生活するところです。（2024年4月1日廃止予定）

児童相談所

18歳までの子どもの心や体について、相談できるところです。家庭に問題のある子どもが生活できます。また、周りの環境のせいで、悪いことをしてしまった子どもが、少年院ではなく、警察に行ったら後や、裁判の後にここに行くことがあります。

検 察

警察が調べた事件（悪い事、悪いことをした人）のことをもっと調べます。裁判にするかどうかを決めるところです。

保護観察所

保護観察官と保護司が、犯罪をした人、または悪いことをした子どもの教育と生活のお手伝いをするところです。例えば、仮釈放中の（裁判所が決めた期間より前に、刑務所から釈放された人）が保護観察所に行きます。（*保護観察官＝この仕事の専門家）（*保護司＝町のボランティア。詳しくは「保護司」の説明を見てください。）

地域生活定着支援センター

障がいのある人やお年寄りが、刑務所や拘置所から出てきた後、家で安心して暮らしていけるように手伝うところです。都道府県に一つあります。

基幹相談支援センター

障がいのある人が相談できるところです。障がいのある人が働いているところが多いです。

更生保護施設

刑務所や少年院を出たあと、生活する場所がない人が、住むところです。国の施設です。だいたい2～3ヶ月生活します。仕事が見つかるように一緒に考えたり、手伝ってくれたりします。お酒やドラッグをやめられない人は、お酒などがやめられるように勉強します。自立準備ホームより、たくさんあるので、更生保護施設に入ることのほうが多いです。泊まるお金は、いりません。

自立準備ホーム

刑務所や少年院を出たあと、生活する場所がない人が、住むところです。NPO法人や、社会福祉法人の施設です。だいたい2～3ヶ月生活します。仕事が見つかるように一緒に考えたり、手伝ってくれたりします。お酒やドラッグをやめられない人は、お酒などがやめられるように勉強します。泊まるお金は、いりません。

逮 捕

警察官が犯罪をした人、または犯罪をしたかもしれない人を捕まえることです。（*犯罪＝法律を守らない、悪いこと）

送 致

警察官が調べた事件の情報を検察官に送ることです。検察官が裁判をするかどうか、その事件をもっと調べます。

留 置

犯罪をしたかもしれない人を警察官が詳しく調べるために、警察署の中に泊めることです。

勾 留

犯罪をしたかもしれない人を刑務所、少年刑務所、拘置所に泊めることです。逃げないように、証拠を隠さないように、泊めます。（*証拠＝犯罪をしたことが分かるもの）

起 訴

検察官が「この人は犯罪をしたにちがいない。」と考えます。そして、裁判所に「裁判をしてください。」と言うことです。

不起訴

検察官が「裁判をしなくてもよい。」と考えます。だから、裁判をしません。

示 談

裁判をしません。話し合っ、どうするか決めることです。

釈放

留置場、拘置所、刑務所にいた人がその場所から出られることです。もう家に帰ってもいいです。(※裁判所が決めた期間より前に、刑務所から釈放されることを、特に「仮釈放」と言います。仮釈放中に犯罪をしない、保護司に報告をする、というルールを守ると、刑務所に戻らなくてもいいです。)

保釈

留置場、拘置所にいた人がお金を払って、その場所から出られることです。裁判が始まるまで家に帰ることができます。

有罪

裁判所が「あなたは犯罪をしました。」と決めることです。

無罪

裁判所が「あなたは犯罪をしていません。」と決めることです。

執行猶予

裁判で有罪になったあと、しばらくの間、何も悪いことをしなければ、罰を受けなくていいです。刑務所に入らなくていいです。罰金を払わなくていいです。(※罰金=罰として払うお金のこと)

警察官

警察の人です。悪い人を捕まえたり、どんな悪いことをしたか調べたりする人です。

検察官

悪いことをした人や、悪いことをしたかもしれない人を、裁判するかどうか決める人です。裁判のときに、どんな悪いことをしたのか説明します。「どんな罰にするか。どのくらいの長さにするか。」を裁判官に言う人です。

裁判官

訴えた人と訴えられた人の両方の話をよく聞きます。有罪か無罪か決める人です。有罪の場合は、どんな罰にするか、どのくらいの長さにするか、決める人です。

保護司

地域のボランティアです。犯罪や悪いことをした人が、社会に戻るようお手伝いをします。犯罪や悪いことをした人と時々会って話を聞いたり、アドバイスをしたり、仕事を見つけるお手伝いをしたりします。

前科

前に犯罪をして、有罪になったことがあります。

前歴

前に「犯罪をしたかもしれない」と、警察官、検察官に調べられたことがあります。でも、罪に問われませんでした。

再犯

前に犯罪をして、また犯罪をすることです。

面会

人と会うことです。

アセスメント

どんな福祉サービスが必要か、話をしながら、一緒に考えることです。

モニタリング

受けている福祉サービスに満足しているか、問題はないか、話し合います。

同意

説明を聞いて、「はい、わかりました。」と言うことです。

契約

「そのサービスを受けます。」と紙で約束することです。

個人情報

名前や、住所、電話番号など、一人一人の情報のことです。

プライバシー

他の人に知られたくない、自分のことです。秘密にしておきたいことです。

門限

家や施設に帰らなければならない時間です。



少年法と令和4年4月1日改正のポイント

弁護士 末永 貴寛

少年法等の一部を改正する法律の施行により、令和4年4月1日から少年法が改正されました。ここでは、少年法という法律の概略を説明するとともに、改正された内容につき、説明いたします。



少年法とは

- ・少年法とは、少年の健全な育成を目的とする法律で、少年の刑事事件につき、成人と異なる特別な取り扱いを定めている法律です（少年法1条）。
- ・少年法は、20歳に満たない者につき、「少年」として扱います（少年法2条）。性別は問いません。
- ・少年の刑事事件は、捜査の結果、犯罪の嫌疑があると検察官が考えた事件は、全て家庭裁判所に送られることになります（全件送致主義。少年法42条1項）。成人のように、起訴猶予（捜査の結果、犯罪は認められるが、検察官の裁量により公判請求等しないこと）の制度はありません。
- ・家庭裁判所では、少年審判において、保護観察処分や少年院送致処分などの保護処分の決定を行うことになります。保護処分は少年の健全育成を目的とした教育的働きかけです。
- ・家庭裁判所は、少年の保護処分を決めるにあたって、犯罪に関わる事実だけでなく、少年の生育歴（生い立ち）、家庭環境、生活環境、本人の性格や特性など要保護性に関する事実も調査を行い、保護処分を決定します。調査は、心理学、教育学、社会学等の専門的知見を持った家庭裁判所調査官が行います。また、調査にあたって、少年が少年鑑別所に収容され、そこで、鑑別技官や法務教官により、行動観察や心理鑑別がなされることがあります。
- ・ただし、一定の重大事件について、家庭裁判所は、審判において、原則として検察官送致決定（逆送決定）をしなければならないとされており、逆送決定がされた場合、少年は成人と同じ刑事手続を受けることになります。



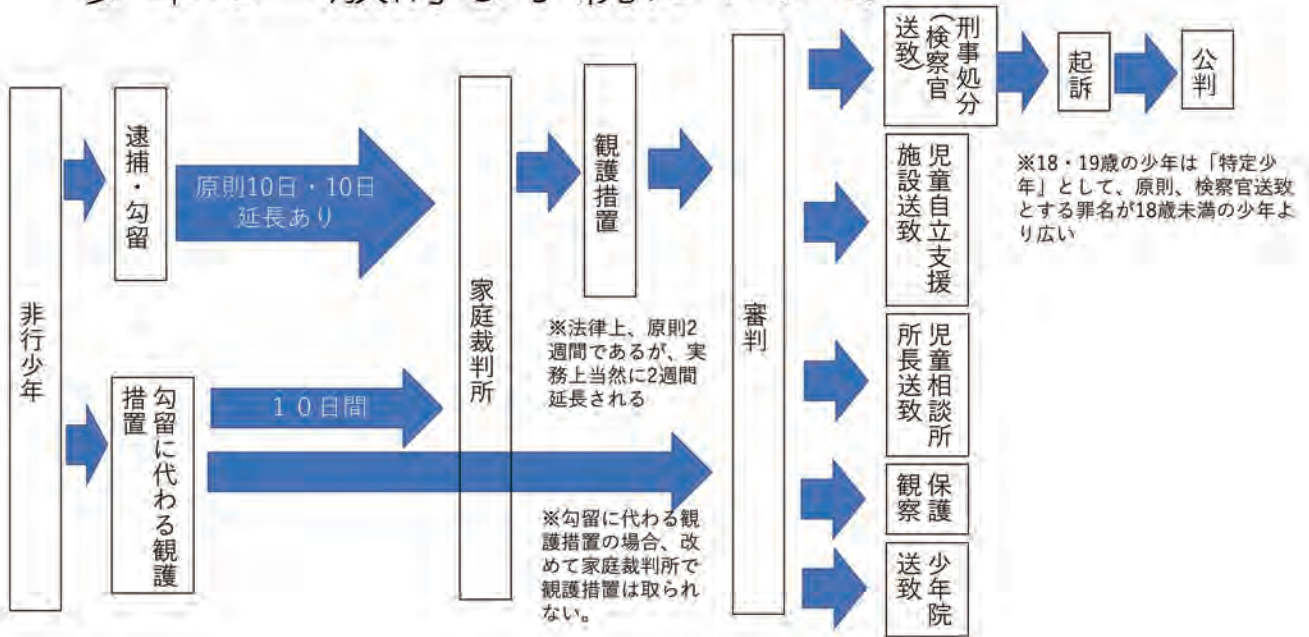
少年に対する処分の種類

- ・少年の刑事事件に関する処分を保護処分と言います。保護処分は、少年の健全育成を目的とした教育的処分です。
保護処分には、①保護観察処分、②児童自立支援施設または児童養護施設送致処分、③少年院送致処分の3つの処分があります（少年法24条1項）。
- ・①保護観察は、社会内において、保護観察官や保護司の指導・監督のもと、更生を図る制度です。一般には、少年が生活する地域に在住する保護司と2週間に1回程度面談し、生活状況等を報告したりします。
- ・②児童自立支援施設または児童養護施設送致処分は、少年を施設に送致し、施設での生活全般を通じて、少年に教育的働きかけや職員による家庭的な関わり合いによる支援等を行うことになります。この処分は、少年が若年（おおむね13歳まで）の場合に選択されることが多いです。
- ・③少年院送致処分は、少年を少年院に送致し、少年院において少年に対し矯正教育を施すこととなります。短期処遇の場合6カ月、通常（いわゆる長期処遇）の場合11カ月の期間が目安となります。成人と異なり、期間がくれば当然に出院できるわけではなく、矯正教育の進捗具合により、期間が伸びる場合があります。
- ・なお、一定の重大事件、具体的には、16歳以上の少年で、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた事件について、家庭裁判所は、原則検察官送致決定（逆送決定）をしなければならないとされています。この場合、少年は、検察官送致後、起訴され、成人と同じ刑事手続を受けることになります。また、令和4年4月1日より、事件当時18歳・19歳の「特定少年」については、原則逆送の対象となる範囲が上記の事件より拡大されました。これについては、後述の改正のポイントの項で詳述します。

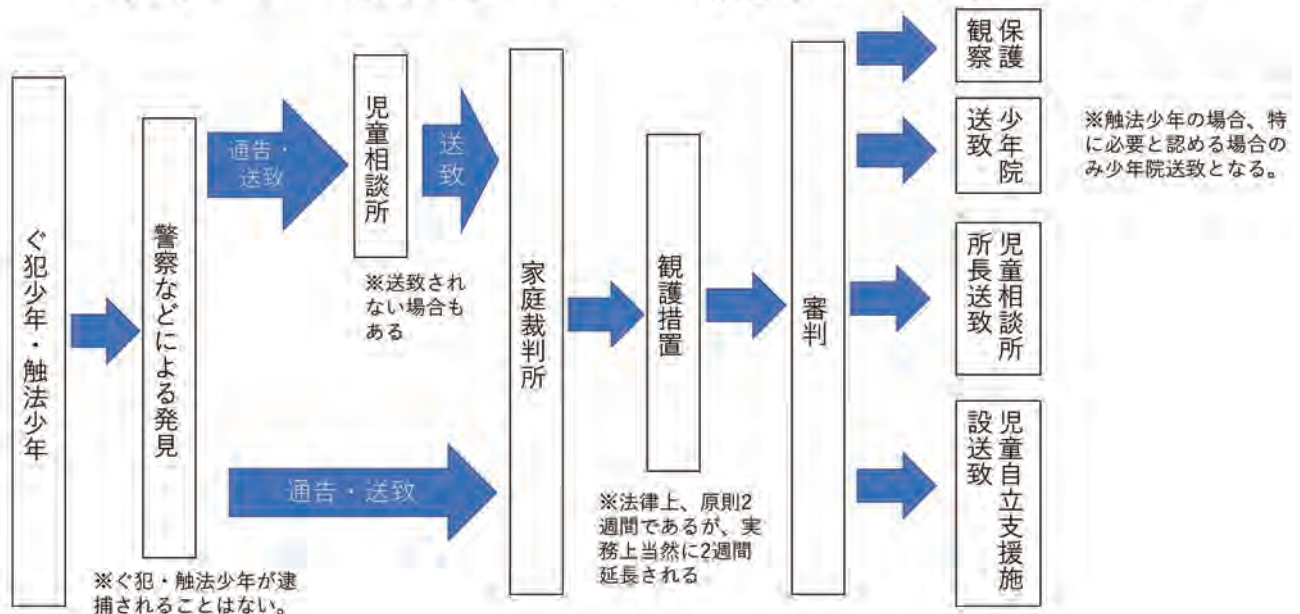


少年事件の流れ

少年の一般的な手続について



ぐ犯少年・触法少年の一般的な手続について



少年犯罪の近年の傾向

近年、少年犯罪は減少傾向にあります。

令和4年版犯罪白書によると、少年の刑法犯の検挙人数は平成16年以降、減少し続けており、令和3年(2022年)は、戦後最少を更新する20,399人であると報告されています。

罪を犯した時に16歳以上であった少年による、故意に被害者を死亡させて処分された少年の数は平成27年(2015年)32人、平成29年(2017年)17人、令和元年(2019年)10人と報告されており、重大な罪により処分された少年も同様に減っています。

重大な少年事件が発生すると大々的に報道されるため、少年犯罪が増加、凶悪化しているという印象を持つ人もいますが、統計上、少年犯罪は一貫して減少しており、重大な事件も減少傾向にあります。



少年に対する処分の種類

①改正経緯

選挙権年齢や民法の成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、少年法の適用年齢についても現在の20歳から18歳に引き下げるべきではないかという議論が起きました。法制審議会で議論が重ねられた結果、18歳・19歳の少年であっても、典型的に未成熟で可塑性に富む者であることから、引き続き、少年法の適用対象とすることになりました。ただし、18歳・19歳の少年については、「特定少年」として、18歳未満の少年とは一部異なる取り扱いがされることになりました。

少年法の適用年齢については従前どおり20歳とされたため、少年法の基本的な枠組み、具体的には、全件送致主義や、少年鑑別所での観護措置、家庭裁判所調査官による調査、保護処分などは変更ありません。ただし、以下に述べるいくつかの点で、18歳未満の少年とは異なる取り扱いがされることになりました。

②原則逆送対象事件の拡大

少年法では、少年につき刑事処分が相当とするいわゆる原則逆送の対象となる事件の範囲につき、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの」とされていました（少年法20条2項）。

これにつき、18・19歳の特定少年については、その範囲を上記に加え、「死刑又は無期若しくは一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るもの」（少年法62条2項2号）に拡大されました。

これにより、強盗罪、強姦等罪、非現住建造物放火罪などが原則逆送の対象に含まれることになりました。

③推知報道禁止規定の不適用

少年については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者がその事件の本人であることを推知できるような報道が禁止されていました（少年法61条）。

これにつき、改正により、特定少年の時に犯した罪によって起訴された場合（略式請求された場合は除く）、起訴された段階で推知報道の禁止が解除されることになりました（少年法68条）。

起訴後は、特定少年の推知報道禁止が解除されることで、報道機関は、少年の実名やその容ぼう等につき報道が可能になりました。これにより、インターネット上で少年の情報が半永久的に残り、将来の更生に影響することなどが懸念されています。

④特定少年の保護処分

特定少年に対する保護処分では、改正により、保護観察は、①6カ月の保護観察と②2年の保護観察の2種類が定められることになりました。なお、②2年の保護観察では、遵守事項違反があった場合、1年を上限として少年院に収容できる期間を定めて決定されることとなります。

少年院送致は、審判において少年院送致決定を行うに際して、少年院での収容期間の上限を3年以内の範囲で定めることになりました。

そして、少年が特定少年である場合には、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」で、保護処分を決めなければならないとされています（少年法64条2項）。

⑤ぐ犯の適用除外

特定少年については、将来罪を犯すおそれがある少年であるぐ犯少年（少年法3条1項3号）の規定は適用されないことになりました（少年法65条1項）。

ぐ犯の規定は、国家が後見的な観点から、罪を犯す前であったとしても、少年法3条1項3号に列挙されている事項が認められる場合、少年法の適用の対象とし、家庭裁判所調査官による調査や鑑別所における心身鑑別、保護処分による教育的働きかけをすることができました。

特定少年については、社会における責任ある主体として、また、責任主義の観点からも罪を犯す前に保護処分等を行うことは相当でないとして、ぐ犯の対象からは外されました。

これにより、18・19歳で、ぐ犯の規定により支援を受けることができていた者が支援の枠から外れることになるため、居場所づくりやその他支援を強化する必要があるとされています。



令和4年刑法改正のポイント

令和4年(2022年)6月17日に「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年6月17日公布・法律第67号)が可決しました。

この改正刑法は公布日から3年以内に施行されることになっています(侮辱罪の法定刑の引上げについては、2022年7月7日に施行)。

主な改正点としては、懲役刑・禁錮刑が廃止され、拘禁刑に一本化されること、また、侮辱罪の法定刑の引き上げがなされることになりました。懲役刑・禁錮刑を廃止し、拘禁刑に一本化することは、罪を犯した者につき、懲らしめではなく、改善更生・社会復帰を志向するもので、日本の刑事処遇についての大きな転換点と考えられます。

① 侮辱罪の法定刑引き上げ(2022年7月7日施行)

侮辱罪は、事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、侮辱罪の適用がなされます。

公然と人を侮辱とは、不特定または多数の人が認識できる状態で、他人に対する軽蔑の表示を行うことをいいます。

改正前の侮辱罪の法定刑は「拘留又は科料¹」でしたが、改正後は「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられました。

この改正は、インターネット上での誹謗中傷が社会問題となっていること、そして、その誹謗中傷を抑止すべきという国民の意識が高まっていることから、法定刑を引き上げ、厳正に対処すべきとの法的評価を示し、誹謗中傷を抑止するとともに、悪質な侮辱行為につき厳正に対処する必要から定められました²。

② 懲役刑と禁錮刑が廃止され、拘禁刑となる

改正前は、受刑者の身体の自由を奪う刑罰には、「懲役」、「禁錮」、「拘留」がありました。

懲役は刑事施設に拘置して、刑務作業に従事することが義務付けられる刑で、禁錮は刑事施設に拘置する刑で、刑務作業は義務付けられていません。ただし、現状は、禁錮刑に処せられたものも大半が自発的に刑務作業に従事しています。そのため、「懲役」と「禁錮」を分ける実益が乏しいのではないかとされていました。

また、政府の方針として、再犯防止を掲げており、そのためには刑務作業のみならず、更生プログラムや被害者の心情理解等、再犯防止を目的とした指導が必要でしたが、法律上、懲役刑は、刑務作業に従事することが義務付けられていたため、そのための十分な時間の確保が課題となっていました。

1 拘留とは、1日以上30日未満、刑事施設に拘置する刑(刑法16条)、科料とは、1,000円以上1万円未満払う刑(刑法17条)

2 法務省 侮辱罪の法定刑の引き上げQ&A「改正の概要」より
改正後は、自由刑のうち、「懲役」と「禁錮」が、「拘禁刑」に一本化されます。
創設された拘禁刑についての条文は、下記のとおりです。



(拘禁刑)

第十二条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。

2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

改正前は「懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる」（刑法12条2項）とされ、刑務作業が義務とされていましたが、改正法では、拘禁刑につき「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」（改正刑法12条3項）とされ、刑務作業については義務ではなくなりました。

これにより、従来の懲役刑で行われてきた刑務作業だけではなく、受刑者の特性や年齢に応じた再犯防止のための更生プログラム、矯正教育や指導に時間を割くことができるようになります。例えば、高齢の受刑者には認知症予防のトレーニングやリハビリなどのプログラム、若い受刑者には、就職や社会生活に必要なスキルや知識、学力が習得できるようなプログラムを提供することも可能になります。

また、自由刑のうち「拘留」は改正後の刑法にも残っていますが、拘置を定める条文に「拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」（改正刑法16条2項）という条項が加えられており、拘留においても、更生に必要な指導等を講じることが可能になりました。

③ 再度の執行猶予が可能な年数の上限が1年から2年に引き上げ

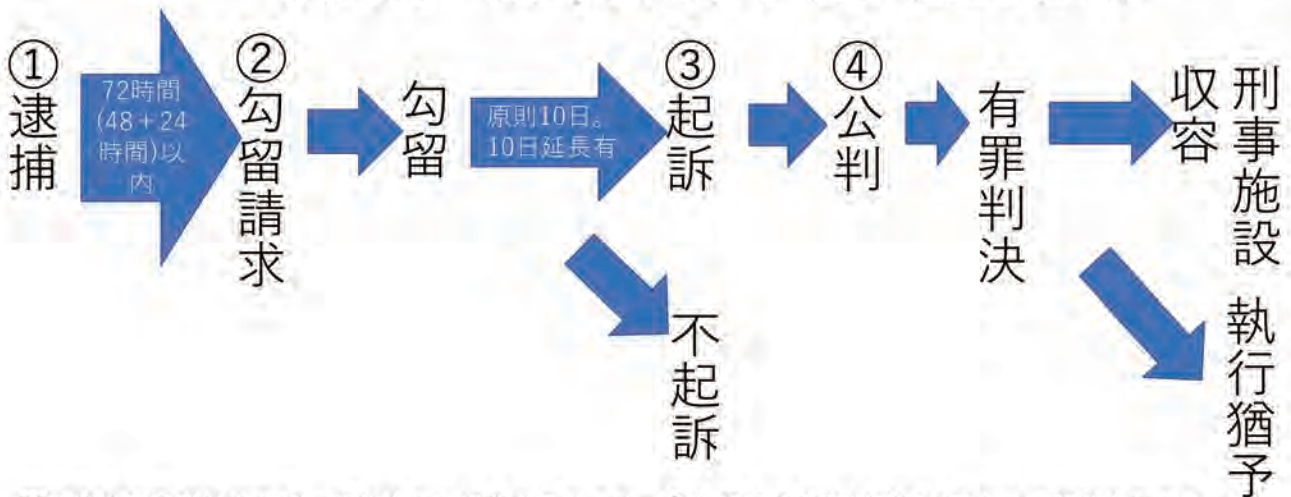
「再度の執行猶予」とは、執行猶予期間中の者が罪を犯した場合、「情状に特に酌量すべきものがあるとき」、再度、執行猶予付の判決を受けることができるというものです。

改正前は、執行猶予中に犯してしまった罪に対して、再度、刑の全ての執行猶予を受けるためには、執行猶予中に犯した罪につき「一年以下の懲役又は禁錮」の判決が言い渡された場合に「情状に特に酌量すべきものがあるとき」に認められる可能性がありました。

改正後は、上記の「一年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」と上限が1年以下から2年以下に変更されたので、例えば、執行猶予中に犯した罪で、1年6月の判決を受けた場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の執行猶予が付く可能性があります。

また、改正前は、保護観察中に再び罪を犯してしまった場合、再度の執行猶予が付くことはありませんでした。改正後（施行後）は、保護観察付執行猶予中の再犯の場合でも、再度の執行猶予が付く可能性があります。

《参考資料》 成人の一般的な刑事手続き(認め事件)



- ①逮捕後勾留請求されず、釈放される場合もあります。②勾留請求を裁判所が却下すると釈放されます。
 - ③勾留満期に検察官は、公判請求を行うか(起訴か不起訴)を決定します。不起訴の場合、満期で釈放されます。
 - ④公判請求後、保釈請求が認められ、保釈金を納付すると、身体拘束が解かれます。
- ※各地の弁護士会に当番弁護士制度があり、身体拘束を受けている者に対し、1回無料で弁護士を派遣できます。



少年

20歳未満の者。性別は問わない

非行少年

少年法3条において規定されている犯罪少年、触法少年、**◇**犯少年のこと

犯罪少年

14歳以上20歳未満で罪を犯した少年

触法少年

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

◇犯少年（虞犯少年）

性格または環境に照らし、将来、罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のうち、次の事由があるもの

- ・ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
 - ・ 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと
 - ・ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りする
 - ・ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること
- 少年の場合、未だ罪を犯していなくても、これらのいずれかにあてはまる少年は家庭裁判所に送致され、保護処分を受けることがあります。

特定少年

18歳、19歳の少年

検察官送致（逆送）

少年事件で、家庭裁判所から検察官に送致されること大きく分けて2つあり、①年齢超過、②刑事処分相当がある。

- ① は、少年審判は、少年が20歳に達するまでに行わなければならないため、犯行当時、19歳であったとしても、家庭裁判所の審判までに20歳になると、検察官に送致され、成人と同じ手続きとなる。
- ② は、家庭裁判所裁判官が少年につき、刑事処分が相当であると考え、審判において決定で検察官に送致する処分を行うこと。例えば、軽微な交通事犯など、成人だと罰金刑で終わるような事案でなされる場合がある。また、少年法は、一定の重大罪名につき、原則として検察官送致をするよう定めている。詳細は、原則逆送対象事件の項を参照

原則逆送対象事件

家庭裁判所が審判の際、原則として検察官送致（逆送）しなければならないとされている事件

- ・ 犯行時に16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所は原則として検察官送致決定をしなければならないとされている。
- また、令和4年4月1日から施行されている改正少年法においては、特定少年につき、上記に加え、死刑、無期または短期（法定刑の下限1年以上）の刑罰に当たる罪についても、原則逆送の対象事件となった。

刑事施設

刑務所、少年刑務所、拘置所のこと

執行猶予

有罪判決を受ける際、法令で定める場合に刑の執行を一定期間猶予し、その期間内にさらに罪を犯すことがなければ、有罪判決において言い渡された判決が免除になること（ただし、前科としては残ります。）

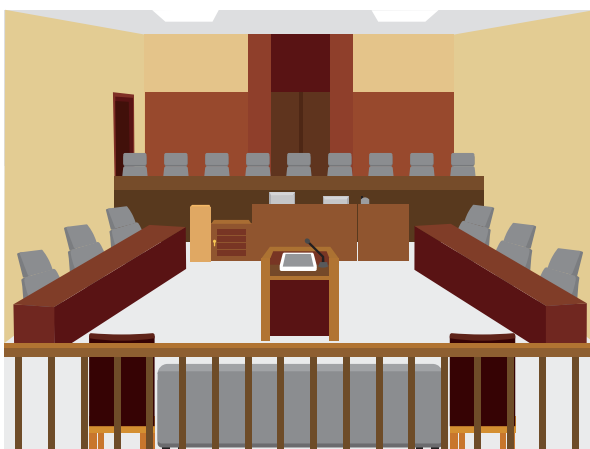
具体的には、懲役1年6月という判決を受けた場合、執行猶予がつかないと1年6カ月の間、刑務所に収容され、懲役刑を受けることになります。この判決に執行猶予が3年ついた場合、刑務所への収容が先延ばしとなり、3年の間に再度罪を犯して、有罪判決判決を受けることがなければ、刑が免除となり、刑務所への収容がなくなります。なお、このケースで、執行猶予の3年の間に再度罪を犯すと、執行猶予が取り消され、1年6月刑務所に収容されることになるばかりか、それに再度の判決で定められた刑期を加えた期間、刑務所に収容されることになります。例えば、再度の判決が懲役1年の場合、懲役1年6月を足した懲役2年6月の間、刑務所に収容されることになります。（※注：なお、法改正後は、懲役刑は拘禁刑に変わります）「一部執行猶予」という、刑期の一部は実刑とし一部は執行猶予とする制度もあります。

矯正施設

罪を犯した人や非行のある少年を収容して、更生させるための処遇を行う施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院のこと（各施設の説明は司法・福祉用語の「やさしい日本語」での言いかえ表の項目を参照）

上記施設以外にも、広い意味で非行少年の改善更生のための教育や訓練を行う施設を矯正施設と呼ぶこともある



① 地域生活定着支援センターについて



地域生活定着支援センターとはどういう組織ですか？

罪を犯した（又は罪に問われた）障がい者や高齢者が、地域で罪を繰り返すことなく安心・安全に生活を続けられるように、矯正施設に勾留されている時から福祉的な支援を行う事業所で、各都道府県に設置されています。

地域生活定着支援センターは、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援しています。



地域生活定着支援センターの役割や主な業務は何ですか？※

※以下の順番は状況に応じて前後することがあります。

主には矯正施設に勾留中の対象者を、保護観察所から依頼を受けて支援を開始します。

① 対象者面談

対象者に役割の説明を行い、支援することの了解を得ます。これまでどんな生活を送ってきたか、なぜ罪を犯すことになってしまったのか、今後どんな生活を送りたいか等を聞き取ります。面談は通常、複数回行います。

② 情報収集

対象者の理解を深めるために、家族やこれまで関わりのあった福祉関係者や行政関係者等から必要に応じて情報収集を行います。

③ アセスメント

①、②を踏まえて、どのような状況が再犯リスクを高めるのか、どのような支援があれば良いか、どのような手続きが必要かを検討します。また、検討した内容は対象者に説明します。センターが必要と考える支援と対象者の望む支援には葛藤が生じることも多く、よく理解を得た上で支援方針を決定します。

④ 調整

必要な行政手続きを行ったり、釈放後にスムーズに手続きができるように行政機関に事前説明を行ったりします。また、今後関わってもらいたい事業所へ支援の依頼をし、必要に応じて矯正施設で直接対象者と面談をしてもらいます。

⑤ 釈放

釈放時は対象者を迎えに行き、役所の手続きや、買い物をしたり、一緒に昼食をとったりした上で、受け入れ先事業所に送ります。



⑥ フォローアップ

地域生活後は地域の支援者が主体となって対象者を支援していきますが、必要に応じて支援者会議のコーディネートや、トラブル対応、支援の助言などのバックアップを行い、地域で対象者を支える形を目指します。

出口支援と入口支援

刑務所などの矯正施設を出た後の社会復帰の支援を「**出口支援**」
刑事司法手続き入口(被疑者・被告人)段階での支援を「**入口支援**」
と言います。

入口支援は限られた時間の中で調整する必要があるので
出口支援より迅速な対応が必要となります。

② 事例『安易な窃盗を繰り返す男性Aさん』

定着支援センターによる対象者面談

Aさん 男性 46歳 IQ58 (CAPAS)
刑務所は6度目の服役。これまですべて窃盗罪で逮捕されている。
支援を受けられるような家族はなく、貯蓄などもない。

生活歴

両親は物心ついたころにはおらず、祖母と生活保護を受けて暮らしていた。中学生のころに祖母が体調を崩し、入院。Aさんは児童養護施設に入所。祖母は体力が回復せず、老人ホームに入所し、本人は成人するまで児童養護施設で暮らすことになった。

児童養護施設を出た後は、飲食店で住み込みで働いたり、日雇いの現場仕事などをしても生活は安定せず、たびたび窃盗するようになった。

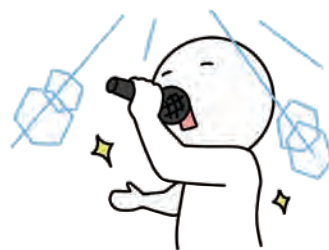
22歳で刑務所に初めて服役し、出たり入ったりを繰り返している。途中、生活保護を受けて単身生活をしたり、救護施設を利用していたこともあるが長くは続いていない様子。ホームレス生活の経験もある。

依頼経過

X刑務所の社会福祉士が面談したところ知的障がいの可能性があるのでないかと特別調整候補者として選定し、Y保護観察所に連絡した。担当観察官が面談し特別調整担当者として選定、地域生活定着支援センターに依頼をした。

定着支援センターによる対象者面談

Aさんは人と話すのは苦手意識はあるが嫌いではないらしく、はにかみながらも積極的に話をしてくれた。



Aさんにどんな生活をしたいか希望を聞いたところ「ふつうの暮らしがしたいです」と答える。「ふつうの暮らし」とは「働いて、一人暮らしすること」で「できれば結婚したい」とのこと。仕事については、失敗して怒鳴られてばかりだったのでいままでやってきたような仕事はしたくないという。かといってどんな仕事が良いかは「わからない」とのこと。趣味はカラオケスナックに行くこと。

窃盗についてはお金に困ったために、食べ物やタバコ、日用品などを盗っていたとのこと。お金があるときは盗まないという。記録では生活保護を受けているときも窃盗しているようだと言及するとお金が足りなかったんです」という。口座にお金が振り込まれたら全額引き出して、特に計算せずに買い物をしていた様子。

生活保護で単身生活をしてきた時の生活習慣を聞くと、食事は朝はコンビニの菓子パンと缶コーヒー。昼、夜はスーパーの弁当。タバコは毎日1箱吸い、缶チューハイ2缶を買って夜に飲む。洗濯は週に一回コインランドリーを利用し、風呂は週2回銭湯に行っていたとのこと。



試しにタバコ1日に1箱(500円)をひと月(30日)買い続けたらいくらになるかと質問してみると、本人はとまどい、「1万円くらいですか?」と不安そうに答えた。

生活保護費を受け取っても月の後半にはほとんど残っていなかったとのこと。

お金がなくなったら、どこに相談していたのかと問うと「誰もいないです。炊き出しとか並んだり、日雇い仕事をしたり、どうしようもない時は盗っていました」と答える。

アセスメント


面談を重ね、過去にかかわりのあった施設や行政機関から情報収集を行い、徐々にAさんの本人像が見えてきた。また、児童養護施設在籍時に軽度の知的障がい指摘され、療育手帳の交付を受けていたことが分かった。

また、むやみに窃盗を行うわけではなく、知的能力の低さが生活の困窮を招き、困窮時に相談したりできる相手もなく、Aさんなりの状況打開策として窃盗を行っているということが見えてきた。また、生活に困窮しても、直ちに窃盗をしているわけでもなく、ホームレス生活で培ったアルミ缶回収でお金をかせいだり、炊き出しを利用したりと工夫もしていた。ただ、そういう生活がしんどく感じたときには、捕まる覚悟で窃盗に及んでいた。Aさんは「捕まったところで誰も悲しんでくれる人はいない」という言葉を口にすることが多かった。


● 孤独。気にかけてくれる人もなく、自己肯定感が低い。

 Aさんのことを気にかける人とのかかわりを増やす必要がある。

● 計算は苦手。ゆっくり考えればできる計算も、めんどくさがる避けてしまう。

 金銭管理が必要。

● 読み書きが苦手。書類を書く必要があるとイライラする。

 手続き関係にはサポートが必要。



- 掃除、洗濯はある程度自分でできるが自炊はできない。

👉 食事の支援が必要。

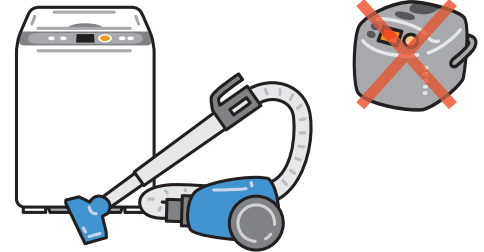
- 困ったときに対処できないと、逃避あるいは放置する。

👉 日常的に助言を得られ、相談できる相手が必要。

- お金が必要なので仕事をしたいというが、あまり成功体験はなく、自信もない。

👉 生活保護や障害年金手続きを行うなど経済面の保証が必要。

👉 障がい踏まえた就労のサポートが必要。



これらの支援を行うために療育手帳の再交付と、障がい福祉サービスの支給決定が必要であると判断した。

再度対象者面談

必要だと考えた支援をAさんに説明したところ、Aさんからは概ね同意を得られたが、住まいについて障がい者グループホームの利用提案を提案したときは難色を占めた。Aさんは過去の施設生活での経験や、現在の刑務所生活で、他者との共同生活に嫌気がさしていた。そこで、一度グループホームの管理者に直接話を聞いて考えてほしいと提案し、Aさんの了承を得た。

後日、受け入れを打診した障がい者グループホームの管理者に刑務所で直接Aさんと面談してもらい、写真を見せながら、どのような生活をするようになるのかイメージできるように丁寧に説明してもらった。

Aさんはいままで経験した施設施設生活とはずいぶん異なることを理解し、積極的に利用を希望するようになった。

支援の調整

- 釈放後ただちに障がい福祉サービスを利用できるように療育手帳の再交付手続きや障害支援区分手続き等を矯正施設の社会福祉士に依頼。
- 釈放後に速やかに生活保護申請を行えるように、事前に行政に相談をおこなった。
- 地域での相談支援の中心となってもらうよう相談支援事業所に関わりを相談。
- 就労については就労移行事業所に関わりを相談。
- 金銭管理を社会福祉協議会と障がい者グループホームで連携して行うようそれぞれに相談。
- 今後関わってもらうことになる福祉事業者を集め会議を実施

具体的な手続きの役割分担や、Aさんの特性や支援における注意点、支援者間の連携の在り方等について共有、協議を行う。

釈放対応

8:30

AさんをX刑務所に出迎えに行く。「はじめて出所日に人に出迎えてもらった」と嬉しそう

9:30

役所にて住民票の異動、生活保護の申請等の手続きを行う。

12:00

一緒に昼食を食べる。

13:00

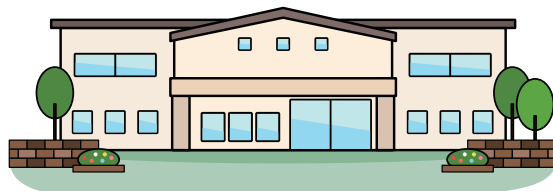
新生活に必要な日用品の買い物をする。

15:00

グループホームに到着。今後の生活について改めて説明を行う。

地域生活後

- 支援者や、Aさんから定着支援センターの相談員に電話が時々あり、それぞれ助言する。
- 釈放後ひと月して振り返りの支援者会議を実施。Aさんの状況を共有する。小さなトラブルはありながらも大きな問題にはならず、新しい生活になじみつつあるため、今後は何か特別な事情があったときのみ支援者会議を開催することとした。
- 2か月後、Aさんが朝、就労移行支援事業所に向かったまま行方が分からなくなったとの連絡が定着支援センターに入る。前日にグループホーム職員と金銭管理のことで口論になったとの情報あり。
連絡を受けた定着支援センター職員がAさんが過去にアルミ缶回収をしていたと話していた地域を探したところAさんを発見。Aさんの思いを聞いた上で、相談支援専門員に相談し、支援者会議が開かれることになる。支援者会議ではAさんの思いは受け止められ、今後の支援者側の対応策とAさん自身の対応策が話し合われた
- その後は大きく問題なく、生活を続け、定着支援センターへは近況報告のみで相談の電話はなくなる。



保護司について—少年院を出た少年の事例から—

保護司

保護司とは、犯罪や非行をして何らかの処分を受けた人の立ち直りを支える人のことです。犯罪や非行をした人の立ち直りを支える「更生保護」の活動には地域の支えが必要となります。保護司は、これらの人の再犯を防ぎ立ち直りを支える民間のボランティアです。

保護観察

少年院や刑務所にいた人が社会の中で更生できるよう、保護観察官と保護司が協働して指導や支援を行うことです。

保護司は、立ち直ろうとする人と定期的に面談して生活状況を把握し、約束事（遵守事項）を守るように指導、本人や家族の相談支援と困りごとへの助言、自立した生活のためのさまざまな助言、就労や仕事の継続ができるよう情報提供や同行を行います。

生活環境の調整

少年院や刑務所にいた人が出院・出所後に地域での生活になじみ、スムーズに社会復帰できるように生活環境の調整もします。具体的には釈放後に住むところを調整したり、引き受けてくれる人と話し合いを行ったりして、受け入れ態勢を整えます。

保護司の若槻壽一さんからお聞きした事例を紹介します。

事例

年齢：17歳 性別：男性

成育歴：幼少のころから家族との縁に恵まれず施設で生活する暮らしを続けていた。

概要

性的な逸脱行動がしばしばみられ、同じ学校に通う男子生徒に性的な行為をしていた。それを注意した教師に暴力をふるい、虞犯少年として家庭裁判所に送致され、少年院送致となった。少年院を出た後はグループホームでしばらく生活し、現在は更生保護施設にいる。



少年院を出た後、本人がどこで暮らしたいかという要望を基に生活環境調整を行います。住むところが決まったら、その地域にいる保護司が決まり、本人と会います。

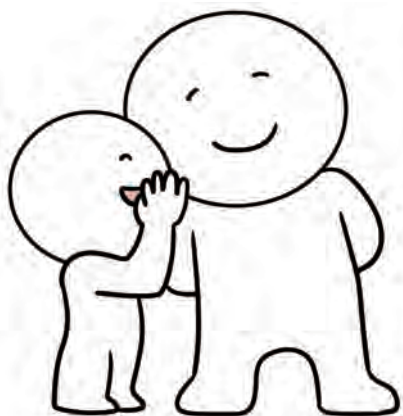
面談は概ね月2回程度します。初めて会うときは、どういう事情で今のような状況になったのかを尋ね、自分の想いを語ってもらいます。その後は、今の生活状況や今の想いを聴くようにします。少年の場合、しばらくすると来なくなることもあるので、会って話をする時はできるだけ少年の話や気持ちに耳を傾けるようにしています。話すのが苦手な人や心をなかなか開いてくれない人には、話しやすくなるようにこちらからも話をするようにしています。

中には保護観察の期間が切れても、気がかりな人もいます。保護観察期間が切れた人の場合、本人や受け入れ施設に断られたら会うことはできませんが、承諾してくれば保護司ではなく知人として会うことはできます。周りとうまくやれているだろうか、何か困りごとはないだろうかと話聴いてあげたいと思うケースもあります。

少年院にいた少年、刑務所にいた人、と言う話を聴くと、恐ろしい人ではないかと身構えてしまう人もいます。

私は保護司を始めてから23年くらいになりますが、初めのうちは家族も危険なことがあるんじゃないかと心配していました。しかし、長年、保護司としていろいろな人と関わっていくうちにそのような不安は消えていきました。

保護司としてお会いした人の中にはいろんな人がいました。アルコールや薬物の依存症の人もいますし、人を殺めた人もいます。今ではそのような人への恐れもなく、とにかくこれから立ち直ってほしい、社会の中でちゃんと生きていってほしいという想いで、その人たちの話を聴いています。





機会に恵まれなかった人とご一緒に再スタート

特定非営利法人法人ひこばえ いずみ所長 上野 典子

はじめに

私は堺市で30年ほど障がいのある人と一緒に働いてきました。今のように作業所が制度化される前の授産施設と呼ばれた時代からの話です。現在は堺市で就労支援事業所をしています。

石野英司さんから罪に問われた障がいのある人の受け入れや支援について、これから取り組もうとする人たちに何かヒントになることを伝えてほしいというお題を頂戴し、何を言えばいいものかと思いつながら、私にお伝えできることをお話しして、同じような想いを持つ人のお役に立てればと考え、お引き受けしました。

罪に問われた障がいのある人の支援というお題ですが、うち(いずみ)では罪に問われたかどうかは関係なく、私たちができることがあれば、基本、断ることはしません。その人がうちでできることがあれば応援します。これは私がこの仕事を始めた当初から一貫してのことです。身体障がいやダウン症など見た目で「困ってる感」がわかる人だけではなく、制度的に「障がい者」と認められる人とは異なる、福祉のメインストリームに乗りそこなった人と当時から関わってきました。わかりやすく言えば、法に触れることをしてしまう人、そして、本人も周りもその「困ってる感」に気づいていない人たちです。おそらく、当時の光景を見れば誰が支援者で、誰が今という利用者なのか、わからないような現場だったと思います。

居場所と役割

罪に問われた障がい者という観点で言えば、私たちは警察でも裁判所でもないで、その人を批判することや罰することはしません。もちろん、悪いことをすれば「それはあかんで」と言いますし、できたことがあれば「できたね」と言います。これは前科の有無や利用者、支援者関係なく誰にでも言います。人によって事情はさまざまですが、機会がなくて誤学習してしまった人、今まで機会があってもそのチャンスをつかめなかった人、そして結果として法律の枠組みからはみ出てしまった人々。私たちのすることはその人と一緒に再出発を始めるということです。ですから、うちが最終到達地点ではなく、私たちはあくまでも中継ポイントという立ち位置です。

人は誰でも失敗します。ついでを踏み外すこともあります。しかし、居場所とその人の役割、その人が信じられる人がいれば状況は変わります。私たちは、いつでもお迎えするしいつでもお見送りをする。ここならいいと思ってもらえる場所を提供し、その代わりにその人にも自信につながる何らかの役割を担ってもらいます。私たちの役割は、その人が困った時に振り向いたら私たちがいる、その人が前を向いて進んでいる時はそのまま進んでもらって私たちの存在を意識しなくてもいい、そんな距離感での関り方です。私は、常日頃、薄い壁で

仕切られた長屋の女将のような関わりができればと思っています。その人がコホンとせきをすれば、大丈夫か?と声かけをし、ふだんは必要以上に立ち入らない、そんな関係です。

うちに来てお日さまを浴びて帰る、家族以外の誰かと一緒に食事する、誰かにありがとうと言われる行動や体験をする、そのような日常を通して、自分がいてもいい場所、帰ってこれる場所、自分に役割があるということを感じてもらえればと思います。顔を見せてくれるということは安否確認にもつながります。

健康な人と関わる時間を増やす

社会的な規範から逸脱してきた人は、暇があるとつい魔が差すこともあります。同じような行動をしがちな人の影響を受け、また法に触れる行為に手を染めることがあります。反対に、健康な人と関わると、健康な人の影響を受け、良い影響をもたらしやすくなります。多くの健康な人と関わることで、尊敬できる利用者さんと出会うことで、その人をモデルにして新しい出発のきっかけになることもあります。一人ぼっちになる時間を減らしてできるだけ多くの人と関わるようにすることで、その人自身のリスクだけでなく、地域のリスクを減らすことにもつながると思います。

もう少し実践的な話をすると、刑務所などにいた経験のある人で、性的な逸脱に関わることについては、本人の努力だけでは改善が難しいことがあります。原則としては、刑務所などで罪を償った人は、過去に罪に問われたことがあるという情報は個人情報に当たります。しかし、性犯罪のようなリスクの高い情報については、どの程度伝えるかはケースによっては異なりますが、本人への確認も踏まえた上でスタッフにある程度リスクを伝えておくことも必要な時があります。この辺りについては地域生活定着支援センターなどの関連機関や他の事業所と、適宜相談したり情報共有したりして対応しています。

再出発

再出発をしようとする人には、居場所と役割、信じられる人が必要です。居場所（住むところや活動場所）があっても役割（自分のやること、やりたいこと）がなければしんどくなるし、役割（したいこと）があっても居場所（住むところやその人がいてもいい場所）がなければやる気を失ってしまいます。信じてくれる人、信じられる人がいれば、再出発しようかという気も起きますが、誰も自分を信じてくれないと思ってる人や誰も信じられない人は自暴自棄になりやすくなります。今まで活躍する機会に恵まれなかった人の再出発の応援にはこのような部分の支えが大切なのではないかと思っています。



罪に問われた高齢者と福祉

グループホーム つなぐ 管理者 小名 京子

刑務所を出所した高齢の方の受け入れ

何らかの罪で刑務所にいたことがあり、社会とのつながりが希薄だった人の中には、何度も違法な行為を重ねて人生の大半を刑務所で暮らしてきた人がいます。このような人が罪を繰り返す背景には、社会の中で居場所や受け皿がないことが要因の一つとしてあります。食事にありつけ、安心して寝泊りできる刑務所は、社会から孤立し、福祉と縁遠い人にとって、結果的に最後のセーフティネットとなっているのです。刑務所にいれば、病気になっても治療が受けられます。高齢の方であれば介護を受けることができます。中には無銭飲食などの軽犯罪を繰り返し、何十年も刑務所で過ごしてきた人もいます。

私は、当時運営していた軽費老人ホームで刑務所から出てこられた高齢の方を10人ほど受け入れていました。現在私は、高齢者だけではなく、もっと若い世代の再出発にも関わりたいと思い、障がいの分野にも携わっていますが、これまでの私の経験の中から、これから罪に問われた方の受け入れをしたいと考える支援者の参考になればと思い、お話をさせていただきます。

スタッフへの説明

“刑務所に入っていた人”と聴くと、スタッフの中にも「怖い人」「受け入れても大丈夫なのか」と思う人が出てきます。私が10年ほど前にはじめて刑務所にいた方を受け入れた時も、スタッフから戸惑いの声が上がりました。当時、私は高齢者福祉の現場で過去に矯正施設にいた方を受け入れる必要性を感じており、軽費老人ホームは良い受け皿となると考えていました。そして、定着さん（地域生活定着支援センター）と相談しながら受け入れ態勢を整えていました。そうは言っても、私一人の想いや力だけでは先に進めません。そこにはスタッフの理解と協力が不可欠です。スタッフ一人ひとり面談し、私の想いや受け入れの必要性を伝えました。そして、当時受け入れ予定だった方の面会での様子や感じたこと、印象を話しました。それでも不安に思う女性スタッフにはそのスタッフが泊りの時は必ず私も一緒にいるから安心してほしいと伝えました。面談を通してスタッフの理解を得ることができ、初めて刑務所から来られた方を受け入れた時のことです。その方と初めてお会いしたスタッフは拍子抜けしていました。事前に「会ってみたらふつうのおじいちゃんと変わらないよ」とスタッフには伝えていたのですが、それでも「いかつい人が来る」と身構えていたのでしょう。会ってみると本当に世間でもよくいるような高齢の方だと改めて感じたようです。刑務所での“厳しい”生活の影響か、何かお声がけしても「はい」と返事をする方で、言葉づかいもふだんの態度もむしろ一般の高齢の方よりも丁寧な人でした。初めて受け入れる方がこのような穏やかな方であったおかげなのかもしれませんが、刑務所にいた方の二人目以降の受け入れの際には、スタッフもすんなりと受け入れてくれました。刑務所にいた方への支援については、スタッフには「他の方と全く同じ関わり方でいいよ」と伝えていきます。刑務所にいたかどうかに限らず、住み慣れたところを離れて新しいところで生活するのは誰でも不安に思うものです。必要な支援や配慮も、過去がどうかというより、その人の今抱えている困りごとややりたいことの方が重要になってきます。そのため、「特別扱いしない」という対応をうちではしています。

定着さんとの連携

刑務所にいた方を受け入れようとする時に不安になる理由として、「私たちのところで本当にそのような方を受け入れができるのだろうか」という点があるかと思います。罪に問われた高齢者に限らず、困りごとを抱えている方のあらゆる課題を一つの施設だけで全部対応することには限界があります。この点については、私も特別調整の形で定着さんが後方支援してくれないと、受け入れは難しいと思っています。定着さんがスーパーバイザーの立場でサポートしてくれ、何か困りごとがあると相談もできるので、安心して受け入れることができています。最近ではスタッフも力がついているので、「ここはうちでやりますから大丈夫です」と定着さんにお伝えすることもあります。他にもたくさんの方を抱えているのにそこまで親身になって力を貸してくれるんですね」と思うくらい、定着さんとは緊密に情報共有ができ、本当にあらゆることに対応してくれます。その施設やスタッフの力量でどこまで対応できるかも含めて定着さんは一緒に考えてくれるのでその点は安心して良いかと思います。

再犯と再出発

受け入れ後、穏やかに生活される方は多いですが、うまくいったケースばかりではありません。中には、残念ながらまた罪を犯してしまう方もいます。長年、住むところも安定せず刑務所を出たり入ったりする生活をしてきた人は、同じところで長期間住むという生活に馴染むのに時間がかかることがあります。同じ場所に居続けてしばらくするとそわそわしだす方もいます。刑務所出所後にうちに来られたある方が、ある時、急に「ここから出たい」と言い出したことがありました。どういう想いなのか受け止めようと思い、定着さんを交えてその方のお話を聴きました。それでも「出たい」とおっしゃるので、いったん落ち着かせるために部屋に戻っていただいて、少し経つと、部屋はもぬけの殻。窓から外へ出ていかれました。数日後、その方は自転車を盗ろうとしたところを自転車の持ち主に発見され警察に捕まりました。違法行為ですので司法の判断を待たなければいけません。弁護士さんに「矯正施設に戻すよりも、支援施設につなげた方がいい」と進言してもらいましたが、結局はまた刑務所に戻ることになりました。司法と福祉の温度差を感じた瞬間でもあります。ただ、捕まった後にその方が、「また（うちの施設に）戻りたい」「これまで何度も刑務所を出たり入ったりしてきたけど、なんでこんなことしたのかと初めて後悔した」と口にされていたそうで、社会の中で居場所があり戻りたい場所があるということが、この人の人生を少し良い方向へ変えたのかなとも思っています。その方は、その後罪を償って刑務所を出所しました。残念ながら施設の空き状況の関係もあり、出所後にうちとのご縁はなかったのですが、現在は別の施設で穏やかに暮らしているそうです。人が再出発して立ち直ることは一筋縄でいかないこともあります。ただ、このような人の受け皿を作っていくことが、今まで社会とのつながりが希薄だった人たちの孤立を防ぎ、その人の居場所や新しい役割を見つける一助となるのではないのでしょうか。

罪に問われた障がいのある人を支えるための連携

～石野氏や社会的弱者を救う連絡協議会の取り組みから～

株式会社ケアサポートりんぐ せんしゅう療育相談室管理者 林 吾郎

大阪では大阪少年鑑別所で『社会的弱者を救う連絡協議会』という有志の集まりが10年ほど前から勉強会を開催しています。この勉強会では「触法障がい者」や「累犯障がい者」と呼ばれる人たちがどのように支えるか、支援の過程で生じる課題についてどうすればいいかなど、さまざまな話題について話し合ってきました。

この冊子の監修者であり、『社会的弱者を救う連絡協議会』の発起人でもある石野英司氏と私は、有志の支援者と共に大阪府堺市を中心に草の根活動を続けてきました。

石野氏が経営する「い志乃商会」では「触法障がい者」という言葉がまだ存在していない頃のお父様の代から障がいのある人を雇用していました。石野氏によると、中には仕事帰りに他の人の物を盗ったり、イライラして火をつけたりする人がいたため、罪に問われた障がいのある人と関わる機会が多くあったそうです。法に触れるような行動をする人も含めて、障がいのある人と石野氏が長年関わり、支え続けてきた姿を見て、地域の人から信頼を得られているという側面は大きいと思います。

罪に問われた障がいのある人も、地域の人も、誰もが安心して住める街という聞こえはいいですが、実際は大変なことも多くあります。一支援者や一事業所が熱い想いだけで頑張ろうとしても限界があります。そこには、地域の人との理解と関係する事業所や団体、組織との連携や情報共有が欠かせません。地域の人との理解を得るには、地道な草の根活動を通じた信頼関係の構築が大切です。そして、他の団体との連携や情報共有については、多くの人を巻き込んだ社会的なアクションを起こすことが必要となってきます。

『社会的弱者を救う連絡協議会』の活動も、大阪少年鑑別所や大阪府地域生活定着支援センターとの連携が大きな支えとなっています。これらのネットワークの構築では、社会福祉協議会の協力が大きな力となっています。

本冊子で私が執筆するにあたり、『社会的弱者を救う連絡協議会』の活動に尽力いただいた堺市社会福祉協議会の濱田健右氏にインタビューをしました。そこで、「社会福祉協議会は自治体によってその強みや特色は異なる側面はあるものの、石野氏のような市民活動団体や市民を応援するのが社会福祉協議会の役割であり、このような草の根活動が積み重なることで制度に反映されていく」「刑務所出所者等の利用者を受け入れた障害福祉事業者への社会生活支援特別加算が制度化されたことは、石野氏ら社会的弱者を救う連絡協議会の活動もいくらかの影響を与えたのではないのでしょうか。」「制度化されることで支援のすそ野が広がり、事業所の数も増えるので、少しずつではあるが社会を変えていく力になる」というお話を伺うことができました。

大阪での『社会的弱者を救う連絡協議会』の活動を参考に、他の地域でも同様の取り組みが広がっていけばと願っております。

罪に問われた障がいのある人を福祉で支える意義

地域の中で再出発する意義、再チャレンジできる社会

特定非営利活動法人サポートグループほわほわの会 代表 宮崎 充弘

罪に問われた障がいのある人が、地域の中で再出発をするために、さまざまな支援が必要となります。そして、障がいを持つ人が犯罪という行為に結び付かないよう未然に防ぐためには、ゆるやかな見守りの支援体制が必要です。そのためには、それぞれの関係機関が本人の特性や支援ニーズを的確に把握し必要な支援体制を構築することが重要になります。また、関わる人たちへ、知識やスキルを継続的に提供できる体制やハード面の整備も同時に必要となります。住む場所や仕事などの社会的基盤についても地域での生活に欠かせない視点です。

以上のことは体制整備の観点から仕組み創りの段階で行政や支援機関が官民共同で検討、推進が必要と考えますが、それだけではなく、地域のネットワークの構築も大変重要な視点になるでしょう。障がいを持つ人が地域で生活するためには、地域の人々や支援機関とのつながりが重要です。人とのつながり、地域での役割、地域のボランティア活動やコミュニティ活動に参加することで、社会とのつながりを深めることが、地域の中での再出発することにつながると思います。

一人の人が、再出発をするとき、それを信じて支えてくれる人や人たちは、とても大切です。私たちが、地域生活をつづけているのも、役割があったり、人とのつながりがあったり・・・要は孤立せずに過ごす大切さ。罪を犯した方への関わりはいろいろな意見があると思いますが、これから再出発に踏み出される方へのかかわりは、私たちの地域生活を続けていくことと、変わらないのではないのでしょうか？

そして、障がいのある方の権利としての自己決定を尊重しながら、地域の住民として、隣人と協力し、自立した生活をおくるためのさまざまな支援をイメージすることが基本的な考えとして重要となるでしょう。「一度失敗した人も・・・」やり直せる社会をつくるのが、失敗を未然に防げる社会に近づくことにつながると、日々のさまざまな人との関わりの中で感じています。

地域での支援は、つながりを持つことです。地域とは自分が住みたい場所。罪を犯した人が、現状、出所したあと、希望のところで生活できるか、まだ社会資源がととのわず難しい問題があるかと思います。しかし、地域の中で、排除されて生きていくものではなく、つながりを持ちながら生きていくことや、さまざまな人のつながりが私たちの社会(地域)を豊かにしていきます。(人と人との関りの中で、いろいろなトラブルも起きますが、良質な関係性は豊かにしていきます)。そのつながりが、役割のある関係機関だけでは、そのつながりはいかがでしょうか？つながるとは、人と人が生活を共有しその生活の中での感じたことを共感していくことが重要な視点として考えられます、そのつながりこそが孤立感を防げると感じます。

私が医療少年院から出所した少年と関わった時のことです。出所した彼から、交換日記をしてほしいという希望がありました。

交換日記には、「自分自身で自分を信じる」「そうしないと相手信じれない」と書いてありました。このような考えになったのは少年院にいる間にいろいろ教わったからだそうです。そこで、彼の思い、決心をささえることが支援だと私は思い、彼自身を信じてくれる人たちのつながりをたくさん増やせるよう、いろいろなつながりをつくりました。そして、そのつながりに彼は前向きに答えてくれました。落ち込むこと、いやになること、いろいろありますが、いろんな人が支えてくれている・・・どちらかという、支えるではなく、信じてくれている・・・という感じが、明日も頑張ろうと思えたのでしょう。



関係機関がたくさんつながっていても、その人の生活にダイレクトなつながりは感じないのではないのでしょうか？地域の人々が支援する(関わり合う)ことが大切です。罪を犯した人が地域で支援を受けることで、自己肯定感や希望を持つことができ、再犯を防止することにつながると考えます。再犯防止はその方の更生や再出発を支える以外にも大きな意味を持ちます。その方とつながり、関わりができつつある地域では、そのつながりこそが、加害被害が起きにくい地域づくりの下地となり、地域の安心・安全につながります。

これから、地域生活を新たな気持ちで頑張っていこうとする方への応援のあり方、それは、新しい価値観を一緒に創っていく一人の住民として、共に関わり合う支え方になるのではないのでしょうか？

共生社会の実現・・・このことを考え続けて数年がたちますが、共に生きる社会は、誰もが排除されない社会。しかし、受け入れる側の負担を無視した話ではなく、受け入れる人たち、受け入れられる人たち、相互に関わり合うことで、新しい価値観を見つけることが、共生社会の実現に向かう一歩に近づけるのではないのでしょうか。



今後の課題

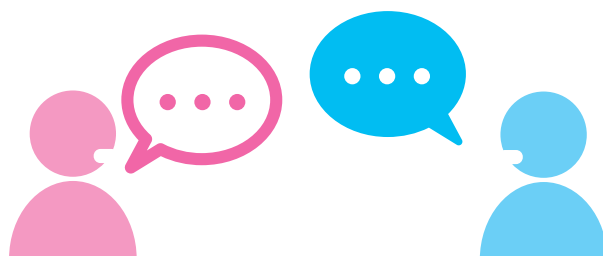
南大阪自立支援センター理事 石野英司・一般社団法人ことのね理事長 **西 埴 美 子**

私たち（石野・西埴）が、罪に問われた障がいのある人と関わるようになった当初は、右も左もわからず手探りで動いていました。初めの頃は司法制度のこともよくわからず、いろんな人に助言を仰ぎながら、とにかく社会から孤立し困っている人の力になりたいと一心で彼らと関わってきました。

捜査・取り調べ段階での支援

現在では、法務省も再犯防止に力を入れており、刑務所などの矯正施設から出てきた支援の必要な人に対する出口支援や、刑事司法手続き入口段階での入口支援で福祉につなげる取り組みが行われています。現在の入口支援は、多くの場合、国選弁護人がついた後から始まります。ただ、私たちの感覚からすると、「入口」というのはそれよりもっと前の段階、逮捕されて捕まった、または、逮捕される前の捜査の段階であり、早期の段階で手を差し伸べることが重要だと思います。

例えば、日本語の理解が難しい外国人が逮捕される場合、逮捕する際の告知や取り調べには通訳がつき内容が理解できるよう配慮がなされています。しかし、知的障がいがあり、話している内容が理解できていないと分かっているにもかかわらず、障がい特性に理解のある人が分かりやすく説明するといった配慮がされることはあまりありません。そのため、捜査官の質問にオウム返して返答してしまい、やってもいない罪を認めてしまうことや、被害者も否定しているのに実際に行ったことよりも大げさに大暴れしたかのように事実でない供述をすることがあります。運よく警察から支援者に連絡が来て、その人の特性を伝えることや聞き取りに立ち会うことができれば、誤解が生じることを防ぐことができますが、そうでない場合、特性が理解されないまま事実でないことを供述してしまう危険性が高くなります。今後、明らかにコミュニケーションに困難を抱えていると分かっている人、具体的には、手帳を持っている人やヘルプマークを着用している人には、聞かれている内容をわかりやすく伝えるような合理的配慮が提供されていくようになればと願っています。



受け入れ後の課題とネットワークづくりの大切さ

罪に問われた障がいのある人を受け入れる際にはさまざまな解決すべき問題が生じます。地域生活定着支援センターの助言を得ることで多くの問題は解消します。しかし、中には、受け入れた後かなりたった時点で思いもよらない出来事に遭遇し、戸惑うことがあります。

例えば、(西埴が受け持った) あるケースでは、受け入れ後しばらくして、突然その方が竹林を相続で所有していたことが発覚しました。竹林が荒れ放題で近所迷惑しているとのことでうちに連絡が来たのですが、本人は説明を聞いても理解が難しい方ですし、生活保護を受けているので財産があると具合が悪いのでどうしたものかと悩みました。その後いろいろな人の助言も得て、不動産屋さんに売りに出して、売り出し中にしてあげば、財産と見なされないということがわかり、売りに出す手続きをすることで事なきを得ました。また、(石野英司が受け持った) 別のケースでは、累犯で何度も刑務所に入っていたため家族から疎まれていたため、親の死後の財産相続の際に、財産放棄するよう本人に説得してくれと家族から連絡が来たことがありました。本来なら、直接家族から本人に話してもらうのが筋ですが、家族はその方に対して良くない感情を持っているため、話はそっちでつけてくれとのことでした。中途半端に財産を相続すると、生活保護の打ち切りにもなることから、丁寧に本人に説明することで納得してもらうことができました。他にも、度重なる逮捕と刑務所への収監で家族と絶縁状態にある人のケースでは、家族から「二度とその施設から出さな」「私たち家族の近くに來させるな」といった要望が来ることがあります。本人への直接的な支援に関する事であれば地域生活定着支援センターの助言を得ることでたいいていの場合乗り越えられますが、思いもよらぬ角度から通常の支援とは異なる対応を迫られた時には、どうしていいものか困惑することもあるでしょう。

罪に問われた障がいのある人の受け入れをした経験のある私たちのような支援者がネットワークを作り、何か困りごとがあった際に、「うちでは似たようなケースでこうしてた」「こういうやり方もある」といった情報共有ができるような関係性を構築しておくことで、一支援者や一施設だけでは対応が難しい困難なケースにも対応できるようになると思います。そのためにも、多くの方が力を合わせていくことが大事だと思います。



意思疎通が困難な人が助けを求めるためのハンドサイン

宮田美恵子

危険に遭遇した時、SOSを伝えるための手段は、大声をあげることや防犯ブザーで大きな音を鳴らすなどです。ただし、防犯ブザーはその時持っていないならば使うことができません。たとえば、子どもが誘拐され車に乗せられてしまったら、この段階で子どもにできる有効な手立ては、ほとんどないのが実情です。もし大声をあげたとしても、相手が逆上して子どもを殺害するに至った事件も起こっています。加害者に気づかれずに第三者に危険を伝える方法が必要ですが、残念ながらこの問題に対応できる方法は、現在のところ日本にはありませんでした。そこで注目したのが、「ヘルプミーハンドサイン」です。

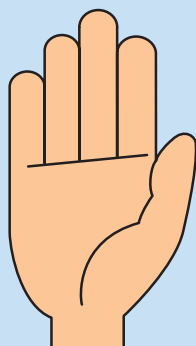
このハンドサインはカナダの女性団体がDV防止のために開発したのですが、当団体は日本でのオリジナルな普及に力を入れています。このサインの最大の特徴は、手元に防犯機器やスマートフォンがなくても、声が出せない状況下でも、自分の手や指を使って日常的で何気ない仕草で危険を伝えられる点です。何の準備がなくても、いつでも、どこでも、だれでも、障がいにより言葉による意思疎通が困難な子どもや成人、年齢や性別、障がい、国籍、場面や被害に関わらず、命の危険から被害者を守るために役立てることができます。

このハンドサインが普及すれば、暴力などから命を守る手段が一つ増えることになり、泣き寝入りする人を減らせると期待できます。そのためには、まず、一人でも多くの大人や子どもたちにこのサインを知ってもらうことです。そして、サインに気づいた人は傍観者にならず、どう行動を起こせばよいのかを具体的に知ってほしいと思います。

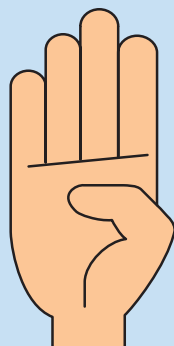
「ヘルプミーハンドサイン」の具体的な使い方

使い方は、図のように第三者に見られないように、まず手のひらを見せ、次に親指を曲げ、最後に親指を隠すだけです。

助けを求めるハンドサイン



① 手のひらを見せる



② 親指をまげる



③ 親指をかくす

ハンドサインの意義

言葉で「たすけて」と大声を出すことは大人でも難しく、とりわけ意思疎通が困難な障がいをもつ子どもの場合、対応できないケースが多々見られます。実のところ、これまで危険を知らせる方法については、福祉の領域でも十分に考慮されてきませんでした。しかしながら、虞犯や非行少年の中には、加害だけでなく被害者になりやすい人がいます。たとえば、いじめによって無理やり窃盗させられているケースがあります。また、いわゆる振り込め詐欺のように、障がいなどによって判断力が十分でないために、頼まれごとを良かれと思って引き受けたために受け子にされ、気づいたら加害者になっていたケースもあります。

各種施設などは、どちらかと言えば限られた人たちによるクローズドな空間となりがちで、支援する側、される側といった立場の強弱などが生じやすい面もあります。そんな時、被害者の中には、特定の担当者や外部との接点が限られているから、自分の抱える苦痛や困難を誰かに伝えるのは困難だとあきらめている人もいることでしょう。もちろん、これは福祉の場面に限ったことではありません。もしも自分が被害を受けそうになった時、被害者となった時に、ちょっとしたタイミングをとらえて嫌なことをする当事者に気付かれずに、自分の手のひらで第三者に助けを求める方法があることを知ってほしいと思います。



動画QRコード



■YouTube

<https://www.youtube.com/channel/UCxWAdW40GOZfn8YfowprsyA>

■facebook

<https://www.facebook.com/profile.php?id=100089593261901>

■instagram

<https://www.instagram.com/kodomoanzen/>

■TikTok

https://www.tiktok.com/@kodomoanzen.org?is_from_webapp=1&sender_device=pc

ハンドサインの普及活動を行う

NPO法人日本こどもの安全教育総合研究所について

NPO法人日本こどもの安全教育総合研究所 (<http://kodomoanzen.org/>) では、災害や事件、事故などから命や体を守る0歳からの子どもの安全教育、障がいのある子の安全教育、子ども被害事件・事故分析、保育園や学校の安全管理、地域安全活動などについて研究、教育、普及活動を行っています。また、子どもを被害者、加害者、傍観者にしない予防教育にも取り組んでいるところです。

コミュニケーションボードの使い方



コミュニケーションボードを使う理由

障がいのある人には口で説明されだけでは理解が難しい人がいます。
例えば、グループホームの説明をされても
グループという言葉にひっかかって、個室がないと思い込んでいる人がいます。
口で説明してもなかなか理解が難しいことがあります。
そんな人にはコミュニケーションボードを見せて
絵を指さしながら説明すると理解がしやすくなります。

●使い方

右側のコミュニケーションボードのページをコピーして使ってください。



例えばグループホームについて説明する時は
絵を見せながら

- ▶ここでは 《グループホームの絵を指さします》
- ▶食事が 《食べ物の絵を指さします》
- ▶できます 《○の絵を指さします》
- ▶お酒は 《お酒の絵を指さします》
- ▶飲めません 《×の絵を指さします》

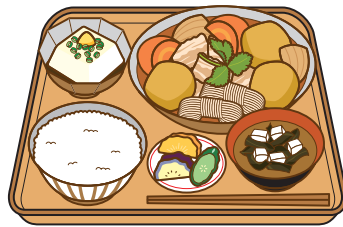
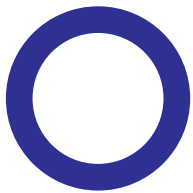
のように一つひとつできること、できないことを説明します



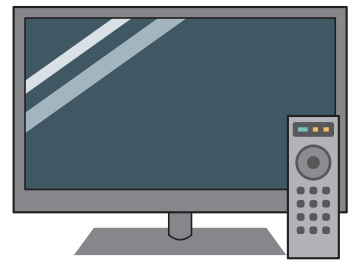
説明する時のコツ

罪に問われて刑務所に入っている人の中には
以前、福祉につながったことがあってその時の印象が良くない人がいます。
このような人に、できないことばかり説明してしまうと
その時の嫌な思い出がよみがえって
「そんなところ行きたくない」という反応が返ってきやすくなります。

まずは、食べ物が食べられる、お風呂に入れる、自分の部屋があるなどの
福祉につながることで、プラスにつながることを理解してもらいましょう。
その後、ここではお酒は飲めない、タバコが吸えないなどの
ルールについて説明するようにします。



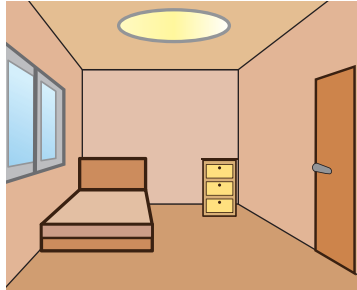
た もの しよじ
食べ物・食事



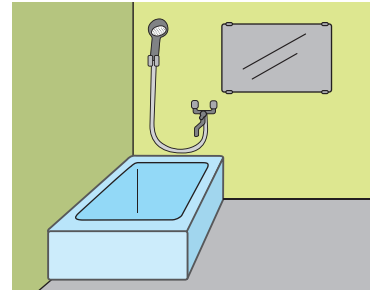
テレビ



けいむしょ
刑務所



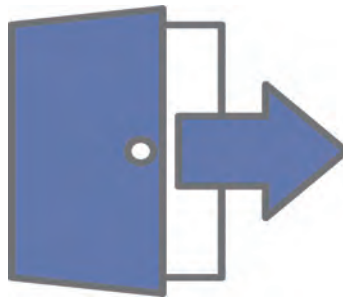
じぶん へや
自分の部屋



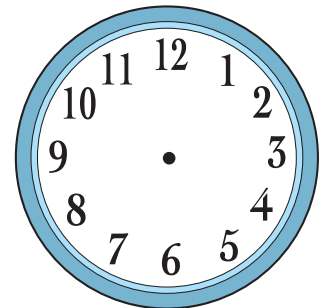
ふろ
お風呂



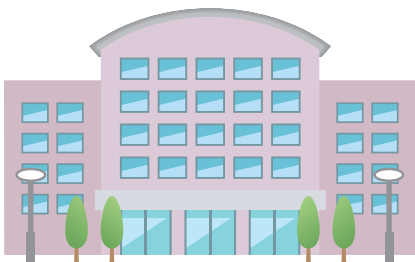
グループホーム



そと で がいしゅつ
外に出る・外出



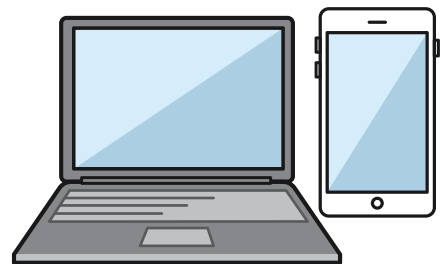
じかん もんげん
時間・門限



こうせいほごしせつ
更生保護施設



でんわ
電話



ネット・スマホ



ひとりぐ
一人暮らし



タバコ



さけ
お酒

触法障害者どっとねっと

「触法障害者どっとねっと」は、社会的な理由や特性によって法に触れるしかなかった人々を支援するためのWebサイトです。ここでの「触法障害者」という言葉は、悪意を持って法を犯す人物を指すものではなく、精神障害、知的障害、認知症などの状況や病気によって、社会のルールや法律を理解し遵守することが難しい状況に置かれた人々を指します。当サイトは、これらの個人が直面する課題を理解し、彼らが安心して社会生活を送れるように支援することを目的としています。また、社会的な偏見やステレオタイプを超えて、障害者の強みや可能性を広げることを目指しています。

私たちは、誰もが平等で、互いに理解し合い、支え合う社会を目指します。この「触法障害者どっとねっと」を通じて、多くの人々がその重要性を共有し、実現へと一歩一歩進んでいけることを願っています。



触法障害者
どっとねっと

2023年5月1日 **OPEN!**

<https://shokuhoh.net>



あとがき

この冊子は、日々障がいのある人の支援に携わる人々、特に、悪気なく法に触れるような行動をしてしまいがちな人や、これまで機会に恵まれずに刑務所をセーフティネットにしてきた人を支える人々のこのままではいけないという想いを集めて形にしたものです。

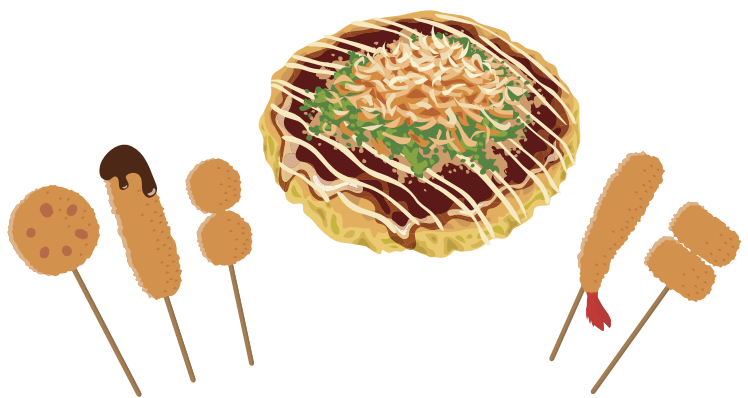
大阪だけではなく多くの地域に同じような想いをしている人がいることでしょう。ただ、実際に支援に携わってみるとさまざまな困難に直面することがあります。法改正があったこともあり、法律や制度に関わる部分では、福祉のフィールドにいる人たちにとっては理解が難しいことが多くあります。

罪に問われた障がいのある人とある程度かかわった経験があれば、どうすればいいかわかることもあるのですが、周りに相談できる支援者がいないと戸惑うこともあるでしょう。

「気持ちはあるけどもどうしていいかわからず新たな一歩が踏み出せない」このガイドブックがそんな人たちの手助けになればと願っております。

最後になりましたが冊子制作にあたり、助成を賜りました洲崎福祉財団様には機会を下さったことに心より御礼申し上げます。

そして、冊子制作にご助力いただいた大阪府地域生活定着支援センター様、長崎県地域生活定着支援センター様、に障がいのある人の支援に携わる支援者や識者の方々に改めてお礼を申し上げます。



この冊子は 2022 年度の洲崎福祉財団の助成を得て制作されました